

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元 事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
I-1 人権尊重 と男女共 同参画意 識の向上	① 人権尊 重の意 識づく り	1	区民への人権意識 の啓発		啓発冊子や講演会、パネル展、区報人権特集号など、様々な方法と機会を活用して、地域での人権尊重と男女共同参画社会の理解が深まるよう取り組みます。	・人権啓発パネル展を開催予定(随時) ・区報発行予定 (6月男女共同参画特集号、12月人権特集号) ・人権講演会開催予定(12月頃) ・人権啓発冊子配布予定(随時)	・人権啓発パネル展実施 (12回、延べ149日) ・区報特集号の発行 (6月24日男女共同参画特集号、11月15日人権特集号) ・人権講演会実施 (12月24日、参加者数276名) ・啓発冊子配布 (12月「みんなちがってみんないい〜考えようみんなの人権〜」5,500部作成、区立小学校6年生全児童)	・人権啓発パネル展を開催予定(随時) ・区報発行予定 (6月男女共同参画特集号、12月人権特集号) ・人権講演会開催予定(12月頃) ・人権啓発冊子配布予定(随時)	総務部	人権・男女平等 推進課
		2	小・中学校への人 権意識の啓発		小学校の人権学習で活用する啓発冊子の配布や小・中学校への人権啓発作品の作成依頼など、人権意識啓発に取り組みます。	小学生向け人権啓発冊子「大切なこと」を区立小学校5年生全児童に配布予定。	・小学生向け人権啓発冊子「大切なこと」作成、7月に区立小学校5年生全児童へ配布。	小学生向け人権啓発冊子「大切なこと」を区立小学校5年生全児童に配布予定。	総務部	人権・男女平等 推進課
		3	人権擁護委員によ る意識啓発		人権の花、子どもたちの人権メッセージ、中学生人権作文など人権擁護委員が小・中学校と連携し、人権尊重に関する意識啓発を進めます。	人権の花、子どもたちの人権メッセージ、中学生人権作文を実施予定。	・人権の花運動 区立小学校6校 ・こどもたちの人権メッセージ 区立小学校1校 ・人権作文 区立中学校2校	人権の花、こどもたちの人権メッセージ、人権作文を実施予定。	総務部	人権・男女平等 推進課
		4	高齢者虐待防止事 業		高齢者虐待についての正しい理解を広めるとともに、虐待防止のためのネットワークを構築し、地域で高齢者及びその家族を支援します。	・高齢者虐待防止パンフレットを、区内施設に設置するとともに介護サービス事業所へも配付し、広く区民に周知します。 ・区職員及び地域包括支援センター職員に向けた高齢者虐待対応研修を実施し、支援対応技術の向上を図ります。	・高齢者虐待防止パンフレットを10,000部作成し、区内施設及び介護サービス事業所など311か所へ配布し、広く区民に周知しました。 ・高齢者虐待対応研修を5回開催し、計136名が受講しました。	・高齢者虐待防止パンフレットを、区内施設に設置するとともに介護サービス事業所へも配付し、広く区民に周知します。 ・区職員及び地域包括支援センター職員に向けた高齢者虐待対応研修を実施し、支援対応技術の向上を図ります。	福祉部	高齢福祉課
		5	障害者虐待防止対 策		障がい者総合サポートセンターは障害者虐待防止センターとしての受付窓口となっており、障がい者の権利擁護のための研修を行います。	障害者虐待防止センターは、障がい者の権利擁護の推進の拠点として、特に障がい福祉従事者に対し、従事者、管理者向けの階層別研修等を行い、障がい者虐待を未然に防ぐ取り組みを行います。また、事業所の職員への虐待防止研修の実施が義務化されたこともあり、研修受講者には、研修で得た知識・内容を職場に持ち帰り、職場内で周知してもらうよう働きかけていきます。研修は社会情勢に合わせ、その実施方法を工夫しながら行っています。	性別にとらわれない表現でチラシ等により周知を図り、障がい者福祉サービス事業所の管理者、従事者に対し、以下のとおり対面式による研修を階層別に2回開催しました。 ①12月19日 参加者37人 ②1月17日 参加者33人	障害者虐待防止センターは、障がい者の権利擁護の推進の拠点として、特に障がい福祉従事者に対し、従事者、管理者向けの階層別研修等を行い、障がい者虐待を未然に防ぐ取り組みを行います。また、事業所の職員への虐待防止研修の実施が義務化されたこともあり、研修受講者には、研修で得た知識・内容を職場に持ち帰り、職場内で周知してもらうよう働きかけていきます。	福祉部	障がい者総合サ ポートセンター
		6	児童虐待防止への 取組の推進		児童虐待防止に向け広報活動を行い、意識啓発を図ります。	【子育て支援課】 11月の児童虐待防止推進月間に向けて、区報への啓発記事掲載、区施設での懸垂幕・横断幕・ポスターの掲出及びチラシの配布を行います。 東京都や児童相談所、民間企業が連携し実施している児童虐待防止オレンジリボンたすきリレーに協力し、リレー中継点において、児童虐待防止の啓発を行います。 【子ども家庭支援センター】 啓発用パンフレットやウェットティッシュ、クリアファイルを広く区民に配布します。個別には、小学校3年生を対象に子ども家庭支援センターの相談電話を記載したクリアファイルを個別配付します。	【子育て支援課】 11月の児童虐待防止推進月間に向けて、区報への啓発記事掲載、区施設での懸垂幕・横断幕・ポスターの掲出及びチラシの配布を行いました。 東京都や児童相談所、民間企業が連携し実施している児童虐待防止オレンジリボンたすきリレーに協力し、リレー中継点において、児童虐待防止の啓発を行いました。 【子ども家庭支援センター】 啓発用パンフレット(10,000枚作成・配布)、ウェットティッシュ(2,860個作成・配布)、クリアファイル(11,000枚作成・配布)	【子育て支援課】 11月の児童虐待防止推進月間に向けて、区報への啓発記事掲載、区施設での懸垂幕・横断幕・ポスターの掲出及びチラシの配布を行います。 東京都や児童相談所、民間企業が連携し実施している児童虐待防止オレンジリボンたすきリレーに協力し、リレー中継点において、児童虐待防止の啓発を行います。 【子ども家庭支援センター】 啓発用パンフレットやウェットティッシュ、クリアファイルを広く区民に配布します。個別には、小学校3年生を対象に子ども家庭支援センターの相談電話を記載したクリアファイルを個別配付します。	こども未来部	子育て支援課 子ども家庭支援 センター
		109	多様な性に関する 啓発(I-1①) ★令和5年度新規 事業		性自認や性的指向による差別を防ぐため、理解啓発を進めます。	・窓口対応職員を対象とした研修を実施予定 ・区報人権特集号での周知 ・ホームページでの周知啓発	・多様な性の尊重に関する研修実施 7/30、8/1 職員55名出席 ・区報人権特集号での東京都パートナーシップ宣誓 制度の啓発 ・ホームページでの周知啓発	・窓口対応職員を対象とした研修を実施予定 ・区報人権特集号での周知 ・ホームページでの周知啓発	総務部	人権・男女平等 推進課

第8期男女共同参画推進プラン進捗状況(全体)

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
	②男女共同参画の啓発と教育の推進	7 ①	男女共同参画に向けた意識啓発		人権・男女平等推進課からの依頼に基づき、ホームページ、区報等を通じ、男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業に関する情報を発信します。	人権・男女平等推進課からの依頼に基づき、区報等に掲載します。	人権・男女平等推進課からの依頼に基づき、調整の上、男女共同参画と人権意識の尊重に関する記事を掲載した。	人権・男女平等推進課からの依頼に基づき、区報等に掲載します。	企画経営部	広聴広報課
		7 ②	男女共同参画に向けた意識啓発		啓発冊子やホームページ、講演会・パネル展など、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	以下の事業を実施します。 ・講演会（1回） ・パネル展（10回）	・エセナフォーラム（10/27～10/29開催）参加者218人うち男性46人 ・講演会「ブリキユア初代プロデューサーに聞く 私たちが拓く 夢・希望・未来 ～大切なことはブリキユアが教えてくれる～」（11月23日、参加者数86名うち男性26名） ・パネル展（5回、延べ181日）	以下の事業を実施予定 ・講演会（1回） ・パネル展（5回）	総務部	人権・男女平等推進課
		7 ③	男女共同参画に向けた意識啓発		社会教育、生涯学習事業の実施において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みます。	生涯学習講座の実施において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みます。	生涯学習講座 じんけんカフェ「私が、わたしらしくいきるために 部落差別、職業差別から考える（全4回 参加者16名）	生涯学習講座の実施において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みます。	地域未来創造部	地域力推進課
		7 ④	男女共同参画に向けた意識啓発		家庭・地域の教育力向上のための学習会、講演会や啓発冊子、ホームページなど、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	家庭教育学習会は、家庭教育における男女共同参画、こどもの人権尊重の視点で取り組みます。	家庭・地域の教育力向上に関する事業の実施において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みました。	家庭教育学習会は、家庭教育における男女共同参画、こどもの人権尊重の視点で取り組みます。	教育総務部	教育総務課
		8	男女共同参画に関する情報誌等の作成・配布		情報誌「パステル」の発行や区報特集号、ホームページ等を通じて、男女共同参画の視点を持ち、親しみやすくわかりやすい情報の提供に努め、男女共同参画の意識づくりを図ります。	情報誌「パステル」の発行（2回） 大田区報特集号の発行（2回）	・情報誌「パステル」の発行（2回） （令和6年12月・7,000部、令和7年3月・7,000部） ・区報特集号の発行 （男女共同参画特集号 6/24発行、121,000部） （人権特集号 11/15発行、122,000部）	情報誌「パステル」の発行（2回） 大田区報特集号の発行（2回）	総務部	人権・男女平等推進課
		9	男女共同参画に関する講座		介護、育児、女性学など多様なテーマを取り入れ、男性・女性それぞれが輝くことができる生き方を学ぶ講座を開催し、男女共同参画の意識づくりを図ります。	以下の事業を実施します。 ・男性向け講座（2回） ・父親向け講座（4回） ・女性リーダー養成講座（8回）	・男性向け講座（2回） 7/7、11/10(参加者延38人) ・父親向け講座（13回） 5/12、5/19、5/26、6/23、7/28、8/25、9/22、10/27、11/24、12/22、1/26、2/23、3/23（参加者延156人） ・女性リーダー育成講座（2回） 6/22、1/26（参加者数延67人）	以下の事業を実施予定 ・男性向け講座（2回） ・父親向け講座（14回） ・女性リーダー育成講座（2回）	総務部	人権・男女平等推進課
		10	男女共同参画に関する資料の収集と提供		男女共同参画に関する情報・資料を収集し、広く区民に提供します。	エセナおおた図書コーナーにて、男女共同参画に関する情報・資料を収集し、閲覧及び貸出を行います。	蔵書数3,970冊 （R7.3.31現在） 年間貸出図書数：519冊 パソコン利用者数94名	エセナおおた図書コーナーにて、男女共同参画に関する情報・資料を収集し、閲覧及び貸出を行います。	総務部	人権・男女平等推進課
		11	男女平等観を育む学習内容や指導		男女平等教育などの学習を実践するとともに、その指導方法の充実を図ります。	教育課程の補助資料「人権教育の全体計画」の提出を各学校に求め、男女平等教育の位置付けを明確にし、教職員の理解を深めます。	道徳科や社会科の授業では、児童・生徒が、基本的人権の尊重の視点から性別での固定的な役割分担の意識を解消していく必要があることに気付いたり、性別を問わず意欲と能力を発揮できる社会を目指すことの大切さを考えたりできるようにしました。	教育課程の補助資料「人権教育の全体計画」の提出を各学校に求め、男女平等教育の位置付けを明確にし、教職員の理解を深めます。	教育総務部	指導課
		12	男女平等教育についての教職員への研修		学校における男女平等教育の推進に向け、教職員の意識向上を図るため、研修等の充実を図ります。	人権教育研修会において男女平等教育に関する研修を行い、教職員の理解を深めます。	教職員自身が無意識のうちにとらわれている思い込みや偏った見方をしてしまう、いわゆる「無意識の思い込み」について理解するとともに、その危険性に気付き、自らの言動等を見直していくなど、日常の教育活動や学校運営等を男女平等参画の視点から確認していくよう、研修会や校長会等の機会を通じて、理解を深めました。	第5回人権教育研修会において統括指導主事の講話の中で学校における男女平等教育の具体的な事例や「無意識の思い込み」に関する内容を指導し、教職員の理解を深めます。	教育総務部	指導課
		13 ①	男女共同参画の視点に立った社会教育事業		社会教育・生涯学習事業の実施において、男女共同参画の視点で取り組みます。	生涯学習講座において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みます。	生涯学習講座 じんけんカフェ「私が、わたしらしくいきるために 部落差別、職業差別から考える（全4回 参加者16名）	生涯学習講座において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みます。	地域未来創造部	地域力推進課
		13 ②	男女共同参画の視点に立った社会教育事業		社会教育事業の実施において、男女共同参画の視点で取り組みます。	社会教育事業の実施において、男女共同参画の視点で取り組みます。	社会教育事業の実施において、男女共同参画の視点で取り組みました。	社会教育事業の実施において、男女共同参画の視点で取り組みます。	教育総務部	教育総務課

第8期男女共同参画推進プラン進捗状況(全体)

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
	③生活上の困難を抱えた女性等への支援	14	女性のための相談		事業名：「女性のためのたんぼぼ相談」 自分自身の生き方や性格、夫婦や親子などの家族・親族関係、職場や学校などでの人間関係、心身の不調や女性特有の病気、仕事、適職、各種ハラスメントやキャリアアップなどの仕事関係、女性の様々な悩み相談を受けるとともに、必要に応じて専門相談窓口の案内も行います。	女性のためのたんぼぼ相談を以下のとおり実施します。 (年末年始・エセナおおた休館日を除く) 月曜日 午前10時～午後1時 火曜日 午後1時～4時 水曜日 午後6時～9時 木曜日 午後1時～4時 金曜日 午前10時～午後1時 土曜日 午後1時～7時	相談件数703件 (電話456件、面接247件) ※初回相談150件	女性のためのたんぼぼ相談を以下のとおり実施します。 (年末年始・エセナおおた休館日を除く) 月曜日 午前10時～午後1時 火曜日 午後1時～4時 水曜日 午後6時～9時 木曜日 午後1時～4時 金曜日 午前10時～午後1時 土曜日 午後1時～7時	総務部	人権・男女平等推進課
		15	家庭相談・女性相談の実施		家庭内の様々な悩みや心配事などの相談を受け、適切な助言を行います。また、母子世帯及び女性の経済上の悩みや、配偶者等の暴力に関する相談に対応します。	4生活福祉課に担当職員等を配置し、必要な支援を行います。	①家庭相談 258件 ②母子・父子相談 3,035件 ③女性相談 2,687件	4生活福祉課に配置していた相談員に加え、新たに会計年度職員を配置し支援強化を図ります。	福祉部	各生活福祉課
		16	母子生活支援施設への入所		子どもの養育に欠ける母子世帯を、母子生活支援施設に入所させ、自立促進に向けて支援を行います。	4生活福祉課に担当職員を配置し、必要な支援を行います。 施設：ひまわり苑、コスモス苑	入所世帯数 18世帯 (R7.3末時点利用世帯数) ・ひまわり苑 9世帯 ・コスモス苑 9世帯	4生活福祉課に担当職員等を配置し、入所等の支援を行うとともに施設と連携し母子世帯の自立を支援します。	福祉部	各生活福祉課
		17	生活再建・就労サポートセンター「JOBOTA」による相談・支援		就労希望者に対し就労支援を実施します。また就労や生活習慣に課題を抱え、直ちに就労を行うことが困難な方に対しては、キャリアアカウンセリング、職場体験などを通して就労をめざす「就労準備支援」を実施します。	相談者の課題に応じて、関係機関と連携をとりながら、相談者に寄り添って就労支援、就労準備支援等の支援を実施します。	新規相談受付件数 1,612件 就労者数 167名 就労準備支援利用者数 16名	相談者の課題に応じて、関係機関と連携をとりながら、相談者に寄り添って就労支援、就労準備支援等の支援を実施します。	福祉部	蒲田生活福祉課
		18	ひとり親家庭への就労支援体制等の充実		ひとり親家庭の親や子どもの傷病や技能習得のための通学・就職活動等で一時的に家事・育児等が困難なときに、家事援助者を派遣し、自立安定を支援します。	日常生活に著しく支障があるひとり親家庭に対して、家政婦紹介所等の登録ホームヘルパーを派遣。 ・1日2回以内、月50時間を限度 ・事由ごとに派遣期間を設定	(こども未来部) 令和6年9月に蒲田生活福祉課から子育て支援課(現子育て支援課)に移管。 【移管後】 ・対象 中学3年生までの児童と同居するひとり親のうち、就労や傷病等で一時的に日常生活等の援助が必要な場合にホームヘルパーを派遣し、安心して子育てをしながら生活できるよう家事や育児のサポート。 ・1日2時間以上、月30時間を限度(全事由共通) 【実績】 ・令和6年4～8月(蒲田生活福祉課所管) 件数：2件※ 時間数：8時間 ・令和6年9月～(子育て支援課へ業務所管後) 件数：514件 時間数：1,188時間 ※件数カウント方法について R3年度～R6.8月(蒲田生活福祉課所管)：利用世帯数 R6.9～R7.3月(子育て支援課へ業務移管後)：ヘルパー派遣回数 (福祉部) R6.4～8までの実績 2世帯 8時間 R6.9に子育て支援課(子育て支援課)に事業移管	(こども未来部) 新たに所得制限を撤廃し、引き続き一時的に日常生活に著しく支障があるひとり親に対し、ホームヘルパーを派遣し、安心して子育てをしながら生活できるよう家事や育児のサポートをします。 (福祉部) 移管先で記載	福祉部 こども未来部	各生活福祉課 子育て支援課
		108	人権擁護員による相談		人権に関する様々な相談に応じるとともに、男女の固定的性別役割意識から生じる悩みにも対応できるよう、人権擁護委員による相談を支援します。	毎月第2・第4火曜日(祝日を除く)、午後1時から3時まで、本庁舎2階区民相談室にて「人権・身の上相談」を実施予定。	令和6年4月～令和7年3月計23回実施。 【相談実績】 延相談件数 56件	毎月第2・第4火曜日(祝日を除く)、午後1時から3時まで、本庁舎2階区民相談室にて「人権・身の上相談」を実施予定。	総務部	人権・男女平等推進課

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
	④男女共同参画の視点に立った多文化共生の推進	19	相談・情報提供		国際都市おおた協会（GOCA）の相談窓口において、多言語で生活相談や生活情報支援を行います。また、GOCAのホームページや公式SNSにおいて、外国人区民が必要とする災害時情報等を発信します。	国際都市おおた協会多言語相談窓口（英語・中国語・タガログ語・ネパール語・ベトナム語）を、月曜日から金曜日の10時から17時の間で設置。（※曜日により対応言語は異なる。多言語通訳タブレットでも対応） また、第1・第3日曜日の13時から17時までの間は、専門相談として、弁護士による法律相談を行います（事前予約制）。	外国人が日常生活で直面する課題（在留資格、日本語教育、住宅、子育て・出産等）に関する相談を多言語で受け、的確に関係機関に繋げる支援を行いました。 対応言語：英語、中国語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語 （その他の言語は、事前予約にて対応） 一般相談件数：2,547件 専門相談件数：83件	国際都市おおた協会多言語相談窓口（英語・中国語・タガログ語・ネパール語・ベトナム語）を、月曜日から金曜日の10時から17時の間で設置。（※曜日により対応言語は異なる。多言語通訳タブレットでも対応） また、第1・第3日曜日の13時から17時までの間は、専門相談として、弁護士による法律相談を行います（事前予約制）。	地域未来創造部	地域力推進課（国際都市おおた協会）
		20	多言語情報紙の作成・配布		「外国人向けくらしのガイド」の作成・配布、ホームページでの情報の発信を行います。外国人区民のための区政情報等を集約した多言語情報紙「Ota City Navigation」を作成し、区内公共施設等で配布します。	・くらしのガイド外国語版2024（英語、中国語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語、やさしい日本語の6言語）を本庁舎や特別出張所の窓口で配布します。 ・外国人向け多言語情報紙「Ota City Navigation」を6言語（やさしい日本語、英語、中国語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語）で作成し、年8回、各約5,000部を発行します。区施設や区内の日本語学校、駅などの約200か所に配布します。 ・区ホームページ、公式SNSにおいて、外国人区民が必要とする情報を広く発信します。	・くらしのガイド外国語版2024（英語、中国語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語、やさしい日本語の6言語）を本庁舎や特別出張所の窓口で配布しました。 ・外国人向け多言語情報紙「Ota City Navigation」を6言語（やさしい日本語、英語、中国語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語）で8回（各回5,000部）発行し、区施設や区内の日本語学校、駅などの約200か所に配布しました。 ・区ホームページ、公式SNSにおいて、外国人区民が必要とする情報を広く発信しました。	・くらしのガイド外国語版2024（英語、中国語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語、やさしい日本語の6言語）を本庁舎や特別出張所の窓口で配布します。 ・外国人向け多言語情報紙「Ota City Navigation」を6言語（やさしい日本語、英語、中国語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語）で作成し、年8回、各約5,000部を発行します。区施設や区内の日本語学校、駅などの約200か所に配布します。 ・区ホームページ、公式SNSにおいて、外国人区民が必要とする情報を広く発信します。	地域未来創造部	地域力推進課
		21	多文化交流会の開催		外国人区民との交流会を開催し、異文化を理解し合うとともに、地域に根ざした外国人とのコミュニケーションの充実を図ります。	【多文化交流会】 地域における多文化理解の促進を目的とした国際交流イベントを開催します。	【多文化交流会】 地域における多文化理解の促進を目的とした国際交流イベントを開催しました。 イベント回数：4回 参加者数：81人	【多文化交流会】 地域における多文化理解の促進を目的とした国際交流イベントを開催します。	地域未来創造部	地域力推進課（国際都市おおた協会）

第8期男女共同参画推進プラン進捗状況(全体)

資料4-2

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
Ⅰ－2 あらゆる 暴力の根 絶	①配偶 者等から の暴力の防 止及び被 害者への 支援	22	暴力防止に関する 講座の実施		配偶者暴力は重大な人権侵害であるという認識について、広く共有されるよう講座等を実施します。	・デートDV防止出前講座（2回）を実施します。 ・DV防止講座（2回）を実施します。	・デートDV防止出前講座（2回） 東京工科大学：資料配布 二十歳のつどい：啓発活動 ・DV防止講座（2回） 7/25（参加者37人） 12/6（参加者17人）	・デートDV防止出前講座（2回）を実施します。 ・DV防止講座（1回）を実施します。 ・若年層向け啓発活動を行います。	総務部	人権・男女平等 推進課
		23	広報・啓発及び情 報提供		大田区報やホームページ等を活用し、暴力防止に向けた啓発を行うとともに、パネル展等を実施します。また、啓発ポスターの効果的な活用方法を検討していきます。	・区報人権特集号（年2回発行）にて、配偶者暴力相談支援センターの記事掲載と他の関係機関の相談窓口一覧を掲載します。 ・東京都等関係団体からのポスターを庁舎等に掲示します。	・おおた区報「男女共同参画特集号」、「人権特集号」にて、相談窓口を掲載。 ・関係団体からのポスター等は、関係機関の協力を得て掲示。 ・区ホームページに暴力防止の問合せ先を掲示。	・区報人権特集号（年2回発行）にて、配偶者暴力相談支援センターの記事掲載と他の関係機関の相談窓口一覧を掲載します。 ・東京都等関係団体からのポスターを庁舎等に+032+P33	総務部	人権・男女平等 推進課
		24 ①	若い世代に向けた 啓発と教育の推進		若い世代を対象に、「性感染症予防講演会」を実施し、「デートDV」等暴力の防止などの啓発を行います。	区立中学校を対象に年に5回、「性感染症予防講演会」を開催します。	開催回数 5回 参加人数 511人	区立中学校を対象に「性感染症予防講演会」を年5回開催します。	健康政策部	感染症対策課
		24 ②	若い世代に向けた 啓発と教育の推進		学校における日々の教育活動において、男女平等など人権教育を実践し、暴力の未然防止に向けた指導を行います。	男女平等教育の位置付けを明確にし、学校における日々の教育活動において、男女平等など人権教育を実践し、暴力の未然防止に向けた指導を行うよう、教職員の理解を深めます。	学校における日々の教育活動において、男女平等など人権教育を実践し、暴力の未然防止に向けた指導を行いました。	男女平等教育の位置付けを明確にし、学校における日々の教育活動において、男女平等など人権教育を実践し、暴力の未然防止に向けた指導を行うよう、教職員の理解を深めます。	教育総務部	指導課
		25	相談・訪問等にお ける早期発見	14	事業名：「女性のためのたんぼ相談」【再掲】 相談事業において、相談者の悩み、困りごとを把握し、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	女性のためのたんぼ相談を以下のとおり実施します。（年末年始・エセナおおた休館日を除く） 月曜日 午前10時～午後1時 火曜日 午後1時～4時 水曜日 午後6時～9時 木曜日 午後1時～4時 金曜日 午前10時～午後1時 土曜日 午後1時～7時	相談件数703件 （電話456件、面接247件） ※初回相談150件	女性のためのたんぼ相談を以下のとおり実施します。（年末年始・エセナおおた休館日を除く） 月曜日 午前10時～午後1時 火曜日 午後1時～4時 水曜日 午後6時～9時 木曜日 午後1時～4時 金曜日 午前10時～午後1時 土曜日 午後1時～7時	総務部	人権・男女平等 推進課
		25 ①	相談・訪問等にお ける早期発見		新規 事業名：配偶者暴力相談支援センター「DV相談ダイヤル」 相談事業において、相談者の状況を確認しつつ、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、関係機関へ支援の継続を促し、DV被害者が安心して生活できるよう、暴力の早期発見に努めます。	DV相談ダイヤルを実施します。 月～金曜 午前9時から午後5時 （祝日、年末年始を除く）	相談実績：230件 （電話228件、面接2件）	DV相談ダイヤルを実施します。 月～金曜 午前9時から午後5時 （祝日、年末年始を除く）	総務部	人権・男女平等 推進課
		25 ②	相談・訪問等にお ける早期発見		新規 事業名：配偶者暴力相談支援センター「男性相談ダイヤル」 相談事業において、相談者の状況を確認しつつ、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、関係機関へ支援の継続を促し、DV被害者が安心して生活できるよう、暴力の早期発見に努めます。	男性相談ダイヤルを実施します。 毎月第2、第4金曜日 午後5時から午後8時 （祝日、年末年始を除く）	相談実績：64件	男性相談ダイヤルを実施します。 毎月第2、第4金曜日 午後5時から午後8時 （祝日、年末年始を除く）	総務部	人権・男女平等 推進課
		25 ③	相談・訪問等にお ける早期発見		事業名：「すこやか赤ちゃん訪問事業・乳幼児健診」 訪問、健康診査等において生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	家庭訪問、乳幼児健診等において、家庭状況や対象者の健康状況の把握に努め、必要に応じ速やかに関係部署につないで支援方針を立てます。	大森地域健康課：11件 調布地域健康課：0件 蒲田地域健康課：0件 糎谷・羽田地域健康課：0件	家庭訪問、乳幼児健診等において、家庭状況や対象者の健康状況の把握に努め、必要に応じ速やかに関係部署につないで支援方針を立てます。	健康政策部	各地域健康課 健康づくり課
		25 ④	相談・訪問等にお ける早期発見		事業名：「子どもと家庭に関する総合相談」、「子育てひろば・子育て相談」 相談事業等において生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	令和5年度の記載に倣い、記載しません。次年度において実績報告をします。	総合相談件3,605件 子育てひろば相談9,556件 関係機関から寄せられる虐待相談等にDVの問題を含むことがあり、関係機関と連携して対応することがありますが、統計上、計上していません。	事業名：「子どもと家庭に関する総合相談」、「子育てひろば・子育て相談」 相談事業等において生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	こども未来部	子ども家庭 支援センター

第8期男女共同参画推進プラン進捗状況(全体)

資料4-2

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
		25 ⑤	相談・訪問等における早期発見		小・中学校などにおいて生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、児童等に対する暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	第6回生活指導主任会のテーマを「虐待やヤングケアラーの疑いのあるこどもへの関係機関等と連携した対応」とし、子ども家庭支援センター職員や有識者を招いて講義を行います。	配偶者暴力相談に関係する機関等につなげた案件は報告されていません。 第6回生活指導主任会にて、全大田区立学校の生活指導主任を対象に「虐待やヤングケアラーの疑いのあるこどもへの関係機関等と連携した対応」をテーマに有識者を招いた講義を実施しました。	第1回人権教育研修会において「虐待やヤングケアラーの疑いのあるこどもへの関係機関等と連携した対応」について東京都教職員研修センターの指導主事による講義を行います。	教育総務部	指導課
		25 ⑥	相談・訪問等における早期発見		事業名：「教育相談」 相談事業等において生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、児童等に対する暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	相談事業等において生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、配偶者暴力児童等に対する暴力を早期に発見できるよう努め、発見時は関係機関等につなげ、速やかな対応を促します。	・教育相談 15,215件 ・就学相談 3,973件 ※「教育相談」により配偶者暴力を関係機関につなげた実績はありません。	相談事業等において生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、配偶者暴力児童等に対する暴力を早期に発見できるよう努め、発見時は関係機関等につなげ、速やかな対応を促します。	教育総務部	教育センター
		26 ①	相談窓口の周知		相談窓口等を記載したPRカードやリーフレットを作成し、効果的に周知します。	大田区配偶者暴力相談支援センターのリーフレットやカードを作成し、関係機関等へ配布、設置を依頼します。	・DV防止リーフレットやカードを区施設等に設置しました。 ・おおた区報「男女共同参画特集号」、「人権特集号」にて、相談窓口一覧を掲載しました。	大田区配偶者暴力相談支援センターのリーフレットやカードを作成し、関係機関等へ配布、設置を依頼します。	総務部	人権・男女平等推進課
		26 ②	相談窓口の周知		生活福祉課の窓口において、配偶者暴力を受けた際の相談窓口を記載したチラシを設置し被害者に周知します。	チラシを用意し、被害者への周知を行いました。	配偶者暴力防止に関するチラシ等を窓口にて配布しました。	配布用のチラシを用意し被害者への周知を行います。	福祉部	各生活福祉課
		27	被害者の立場に立った相談体制	14	事業名：「女性のためのたんぼ相談」【再掲】 被害者の状況にあわせて、DV相談ダイヤルを案内します。また、DV被害者の相談内容に応じた支援や関係機関などの情報提供を行います。	女性のためのたんぼ相談を以下のとおり実施します。 (年末年始・エセナおおた休館日を除く) 月曜日 午前10時～午後1時 火曜日 午後1時～4時 水曜日 午後6時～9時 木曜日 午後1時～4時 金曜日 午前10時～午後1時 土曜日 午後1時～7時	相談件数703件 (電話456件、面接247件) ※初回相談150件	女性のためのたんぼ相談を以下のとおり実施します。 (年末年始・エセナおおた休館日を除く) 月曜日 午前10時～午後1時 火曜日 午後1時～4時 水曜日 午後6時～9時 木曜日 午後1時～4時 金曜日 午前10時～午後1時 土曜日 午後1時～7時	総務部	人権・男女平等推進課
		27	被害者の立場に立った相談体制	25 ①	新規 事業名：配偶者暴力相談支援センター「DV相談ダイヤル」【再掲】 被害者の状況に応じて、関係機関との連携を図るなどの相談体制を充実します。	DV相談ダイヤルを実施します。 月～金曜 午前9時から午後5時 (祝日、年末年始を除く)	相談実績：230件 (電話228件、面接2件)	DV相談ダイヤルを実施します。 月～金曜 午前9時から午後5時 (祝日、年末年始を除く)	総務部	人権・男女平等推進課
		27	被害者の立場に立った相談体制	25 ②	新規 事業名：配偶者暴力相談支援センター「男性相談ダイヤル」【再掲】 被害者の状況に応じて、関係機関との連携を図るなどの相談体制を充実します。	男性相談ダイヤルを実施します。 毎月第2、第4金曜日 午後5時から午後8時 (祝日、年末年始を除く)	相談実績：64件	男性相談ダイヤルを実施します。 毎月第2、第4金曜日 午後5時から午後8時 (祝日、年末年始を除く)	総務部	人権・男女平等推進課
		27 ①	被害者の立場に立った相談体制		被害者の状況に合わせて相談を受け、適切な機関に早期につなげます(女性相談支援員による相談)。	4生活福祉課に担当職員等を配置し、必要な支援を行います。	1,767件	4生活福祉課に配置していた相談員に加え、新たに会計年度職員を配置します。	福祉部	各生活福祉課
		27 ②	被害者の立場に立った相談体制		被害者の状況に合わせて相談を受け、適切な機関に早期につなげます(保健師による相談)。	地区活動の中で配偶者等からの暴力の早期発見に努め、相談を受けた際には相談者の安全に配慮しながら適切な機関に相談をつなげます。	大森地域健康課：3件 調布地域健康課：11件 蒲田地域健康課：2件 糎谷・羽田地域健康課：7件	地区活動の中で配偶者等からの暴力の早期発見に努め、相談を受けた際には相談者の安全に配慮しながら適切な機関に相談をつなげます。	健康政策部	各地域健康課
		27 ③	被害者の立場に立った相談体制		事業名：「区民相談」 被害者の状況に合わせて相談を受け、適切な機関に早期につなげることができるよう、相談体制を充実します。	次年度において実績を報告 事業により判明した配偶者暴力に関する件数	2件(窓口や電話を通じて広聴担当職員が直接対応し、内容が確認できた相談の件数)	広聴の窓口や電話で相談を受けた際は、適切な機関をご案内します。	企画経営部	広聴広報課
		27 ④	被害者の立場に立った相談体制		事業名：「国際都市おおた協会多言語相談窓口」 被害者の状況に合わせて相談を受けるとともに、適切な機関につなげます(多言語通訳相談員による相談)。	(記載不要) 次年度において実績を報告	多言語窓口での相談件数 DVの相談：37件	被害者の状況に合わせて相談を受けるとともに、適切な機関につなげます(多言語通訳相談員による相談)。	地域未来創造部	地域力推進課 (国際都市おおた協会)
		28	保護体制の整備		被害者を追及する加害者側に、被害者情報が伝わることをないよう、適切な対応を図ります。特に、戸籍及び住民基本台帳の取扱いについては、情報保護のためのチェック体制をより徹底していきます。また、被害者の安全確保を最優先に、保護を実施します。	次年度において実績を報告	243件	被害者を追及する加害者側に、被害者情報が伝わることをないよう、引き続き適切な対応を図ります。特に、戸籍及び住民基本台帳の取扱いについては、情報保護のためのチェック体制をより徹底していきます。また、被害者の安全確保を最優先に、保護を実施します。	区民部	戸籍住民課

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
		28	保護体制の整備		被害者を追及する加害者側に、被害者情報が伝わることをないよう、適切な対応を図ります。特に、戸籍及び住民基本台帳の取扱いについては、情報保護のためのチェック体制をより徹底していきます。また、被害者の安全確保を最優先に、保護を実施します。	次年度において実績を報告	支援措置申出書の受付件数：405件	被害者を追及する加害者側に、被害者情報が伝わることをないよう、適切な対応を図ります。特に、戸籍及び住民基本台帳の取扱いについては、情報保護のためのチェック体制をより徹底していきます。また、被害者の安全確保を最優先に、保護を実施します。	地域未来創造部	各特別出張所
		29 ①	安全の確保		緊急保護を要する女性や母子については、各関係機関・民間団体と連携を図り、世帯の安全確保に努めます。また、子どもの保護が必要な場合は、児童相談所に一時保護を依頼します。	4生活福祉課に担当職員等を配置し、必要な支援を行います。	・宿泊助成分 55件 ・児童相談所分 22件	次年度において実績を報告	福祉部	各生活福祉課
		29 ②	安全の確保		緊急を要する女性や母子を一時的に保護し、一時保護施設に入所が困難な場合は、民間宿泊施設への宿泊を助成します。また、子どもの保護が必要な場合は、児童相談所に一時保護を依頼します。	緊急を要する女性や母子の相談があれば、生活福祉課、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関と連携し女性や母子の安全確保に努めます。	大森地域健康課：0件 調布地域健康課：0件 蒲田地域健康課：1件 糎谷・羽田地域健康課：0件	緊急を要する女性や母子の相談があれば、生活福祉課、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関と連携し女性や母子の安全確保に努めます。	健康政策部	各地域健康課
		30	安全で安心できる生活支援		被害者の状況に合わせ適切な機関を案内し、困窮状況により生活保護の相談につなげます。また、学校及び保育園等の申込みや離婚の手続き、居所の相談、就労支援、保護命令の制度等についても情報提供し、必要に応じて同行等の支援を行います。	東京都女性センター、警察、医療機関、民間シェルター等の関係機関への同行等を行います。	・435件同行しました	次年度において実績を報告	福祉部	各生活福祉課
		31 ①	子どもへの支援体制の整備		住民登録のない被害者の子どもに乳幼児健診や予防接種を実施し、保健所及び出張育児相談等で相談に応じます。また、就学前児童に対し、保健師や予約制の心理相談により心理面の相談に応じます。なお、住民登録のない被害者が妊娠している場合、妊婦健診について相談に応じます。	事業実績のみ報告	実施人数 1人	住民登録のない被害者の子どもに乳幼児健診や予防接種を実施し、必要に応じて就学前児童の心理相談で対応します。また、妊婦に対し保健師が関係機関と連携し支援します。	健康政策部	感染症対策課
		31 ①	子どもへの支援体制の整備		住民登録のない被害者の子どもに乳幼児健診や予防接種を実施し、保健所及び出張育児相談等で相談に応じます。また、就学前児童に対し、保健師や予約制の心理相談により心理面の相談に応じます。なお、住民登録のない被害者が妊娠している場合、妊婦健診について相談に応じます。	住民登録のない被害者の子どもに乳幼児健診や予防接種を実施し、必要に応じて就学前児童の心理相談で対応します。また、妊婦に対し保健師が関係機関と連携し支援します。	大森地域健康課：1件 調布地域健康課：6件 蒲田地域健康課：1件 糎谷・羽田地域健康課：1件	住民登録のない被害者の子どもに乳幼児健診や予防接種を実施し、必要に応じて就学前児童の心理相談で対応します。また、妊婦に対し保健師が関係機関と連携し支援します。	健康政策部	各地域健康課 健康づくり課
		31 ②	子どもへの支援体制の整備		配偶者間の暴力などで心理的な虐待を受けた子どもや、両親等からの身体・ネグレクトなどの虐待を受けた子どもに対し、早期に訪問等の支援を行います。	令和5年度の記載に倣い、記載しません。次年度において実績報告をします。	虐待防止支援訪問2,401件	配偶者間の暴力などで心理的な虐待を受けた子どもや、両親等からの身体・ネグレクトなどの虐待を受けた子どもに対し、早期に訪問等の支援を行います。	こども未来部	子ども家庭支援センター
		32	新規職員に向けたDV防止研修		庁内の手続きや相談窓口において、DV被害者を認識し、適切な相談窓口等につなぐなど、DV被害者への的確な対応のために必要なスキルを身につける研修を全職員を対象に実施します。	東京都や民間団体等の関係機関のDV被害者対応の研修に参加します。 相談員のためのSV研修を実施します。	・主に窓口業務を行っている部署を中心に、東京都の職員を招きDV防止の庁内研修を実施（1月24日、参加者43名） ・東京都等主催の研修への参加、外部講師を招きDV相談ダイヤル職員向けスーパーバイズ研修を実施。	職員を対象にDV防止研修を実施します。	総務部	人権・男女平等推進課
		33	相談及び支援に関わる研修への参加		相談や支援に従事する職員を研修に参加させ、実践的な知識や法制度等の習得を図り、資質向上に努めます。また、他区の婦人相談員と情報交換を行い、助言及び支援につなげます。	東京都女性センター等主催の研修会や講習会等に積極的に出席・参加する。	・東京都女性センター等主催の研修会や講習会等に積極的に出席・参加し、各相談員の資質向上及び他区相談員との情報交換に努め、相談者の助言や支援の一助としました	次年度において実績を報告	福祉部	各生活福祉課
		34	教員に向けた専門研修		小・中学校人権教育推進担当教員向けに行う人権教育研修会の中で、デートDVなどの暴力をテーマに取り上げて、理解を深めるようにします。	男女平等教育の位置付けを明確にし、教職員の理解を深めます。	第5回人権教育研修会の中で「デートDVなどの暴力」をテーマに人権・男女平等推進課職員による講義を行い、理解を深めました。 生命（いのち）の安全教育実施要項に基づき、各学校が教育課程に性暴力の防止等に関する授業を位置付けました。	第5回人権教育研修会において「デートDVなどの暴力」を統括指導主事の講話の中で取り上げ、教職員の理解を深めます。 生命（いのち）の安全教育実施要項に基づき、各学校が教育課程に性暴力の防止等に関する授業を位置付けるように指導します。	教育総務部	指導課
		35	新規配偶者暴力相談支援センターの運営		配偶者暴力相談支援センターの事務局として、DV被害者が安心して生活ができるよう支援体制の調整等を行います。併せて、支援機関との連携がスムーズにこなせるように調整等を行います。	関係部局及び関係機関との連携強化を図りながら、配偶者暴力支援センターの適切な運営に努めます。	東京都や福祉部等の関係部署と連携し、新しい制度に関する情報共有を実施。DV相談ダイヤルと生活福祉課女性支援員間の調整を実施。	関係部局及び関係機関との連携強化を図りながら、配偶者暴力支援センターの適切な運営に努めます。	総務部	人権・男女平等推進課

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
		36	関係機関との連携強化		被害者に適切な保護と支援が行われるよう、関係機関等との連携強化に努めます。特に子ども家庭支援センターや警察署などの被害者支援のための情報共有を行います。また、東京都配偶者暴力相談支援センターや他区市町村など、関係自治体間と相互に連携を図ります。併せて、民間シェルター運営事業者など被害者支援において幅広い活動を行っている民間団体等についても、連携のための方策を検討します。	・要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議において、庁内連携強化に努めます。 ・区内警察署と配偶者暴力相談支援センターの連携強化のため、連絡会を開催します。 ・東京都の関係機関との連絡に参加し連携を強化します。 ・民間シェルター運営事業者など被害者支援において幅広い活動を行っている民間団体等についての情報収集をします。	・要保護児童対策協議会代表者会議、実務者会議に出席。 ・区内5署の警察署と女性相談支援員との連携会議を実施。 ・東京都主催の「配偶者暴力相談支援センター連携会議」に出席(年2回)。 ・民間団体については、他自治体の状況を把握し、連携についての可否を検討しています。	・要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議を活用し、庁内連携強化に努めます。 ・区内警察署と配偶者暴力相談支援センターの連携強化のため、連絡会を開催します。 ・東京都の関係機関との連絡会に参加し連携を強化します。 ・民間シェルター運営事業者など被害者支援において幅広い活動を行っている民間団体等についての情報収集をします。	総務部	人権・男女平等推進課
		37	庁内関係部署との連携強化		被害者に適切な手続きや支援がスムーズに行えるよう、関係部署と連携を図ります。	生活福祉課婦人相談員、子育て支援課等の関係部署と連携し支援を行います。	配偶者暴力相談支援センターの事務局として、毎月1回、4生活福祉課女性相談支援員との連携会議に参加し、情報交換等実施。	生活福祉課女性相談支援員等の関係部署と連携し支援を行います。	総務部	人権・男女平等推進課
		38	加害者対策に向けた調査研究		被害者の安全確保に向け、加害者の更生のための指導方法等について、調査研究及び情報収集に努めます。	関係部署、団体から必要な情報、資料を収集し被害者の安全確保につなげます。 加害者更生プラン等の情報を収集し、必要な情報の提供に努めます。	東京都の配偶者暴力被害者支援ハンドブックの活用、各種研修での加害者対策の情報収集や情報共有、他区との情報交換等を実施	関係部署、団体から必要な情報、資料を収集し被害者の安全確保につなげます。 加害者更生プログラムの情報を収集し、必要な情報の提供に努めます。	総務部	人権・男女平等推進課
		39①	庁内の連携体制の構築		被害者の保護及び支援にあたり、関係部局間相互の情報交換や状況把握、連携が必要となった場合や、個々の事例について具体的援助方法の検討が必要となった場合など、必要に応じて「要支援家庭等対策委員会」による庁内連携を図ります。	庁内の包括的な支援体制の構築を協議・検討する会議体として、区長を本部長とする「大田区地域共生社会推進本部」を開催し、部局横断的な課題への検討を行う。 包括的支援体制の具体的な取組として、重層的支援体制整備事業を実施する。	「大田区地域共生社会推進本部」を年3回実施し、部局横断的な課題への検討を行い、次年度の事業の方向性として、「令和7年度重層的支援体制整備事業実施計画」を策定した。 複合的な課題に対して、関係機関が連携してチームで支援する体制を調整する「重層的支援会議」を年153回実施した。	庁内の包括的な支援体制の構築を協議・検討する会議体として、区長を本部長とする「大田区地域共生社会推進本部」を開催し、部局横断的な課題への検討を行う。 包括的支援体制の具体的な取組として、重層的支援体制整備事業を実施する。	福祉部	福祉管理課
		39②	庁内の連携体制の構築		「母子自立支援員・女性相談支援員による事務連絡会」を定期的に開催し、担当者間の情報共有や事例検討を行います。	定期的に連絡会を開催し、担当者間の情報共有や事例検討を行う。	毎月1回／計12回	次年度において実績を報告	福祉部	各生活福祉課
	②あらゆる暴力の根絶に向けた意識の啓発	40	セクハラ、ストーカー等の防止のための意識啓発と情報の提供		セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の人権を侵害する行為の発生防止に向け情報誌やリーフレットの配布等により意識啓発を行います。また、関連する情報を収集し提供することで、理解の普及に努めます。	啓発冊子の発行や様々な手法を通じて、人権侵害の防止を目的とした啓発を実施します。	(22再掲) ・デートDV防止出前講座(2回) 東京工科大学：資料配布 二十歳のつどい：啓発活動 ・DV防止講座(7月25日、12月6日、参加者数延べ54人)	啓発冊子の発行や様々な手法を通じて、人権侵害の防止を目的とした啓発を実施します。	総務部	人権・男女平等推進課
		41	メディア・リテラシーの普及と育成		テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等からの情報を主体的に読み解く能力が身に付くように講座やパンフレット、情報誌を活用し、メディア・リテラシーの普及と育成のための啓発を行います。	計画期間中に、情報誌等により、メディアリテラシーについての啓発記事を掲載します。	人権啓発パネル展「チェック！あなたとSNS」1回実施	計画期間中に、情報誌等により、メディアリテラシーについての啓発記事を掲載します。	総務部	人権・男女平等推進課
		42	メディア・リテラシー教育		中学校保健体育科の保健の授業及び、特別活動の学級活動において、性情報への対応や性的な発達への適応について学びます。	中学校保健体育科の保健分野の授業及び特別活動の学級活動において、性情報への対応や性的な発達への適応についての指導を適切に実施します。	中学校第1学年の保健体育科保健分野「心身の機能の発達と心の健康」において、性情報への対処など、性に関する適切な態度や行動の選択が必要になることなどを指導しました。	中学校保健体育科の保健分野の授業及び特別活動の学級活動において、性情報への対応や性的な発達への適応についての指導を適切に実施します。	教育総務部	指導課

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
Ⅱ－1 女性の活躍推進	①子育て世代・介護者への支援	43	放課後ひろば事業の推進		学童保育事業と放課後子ども教室事業を一体型とし、すべての区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所として順次、実施します。	事業移管 ↓			こども未来部	子育て支援課
		43	放課後ひろば事業の推進		学童保育事業と放課後子ども教室事業を一体型とし、すべての区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所として順次、実施します。	6年度運営数 計59施設 放課後ひろば(一体型)52施設 放課後こども教室(単独型)7施設	6年度実施校 計59施設 放課後ひろば(一体型)52施設 放課後こども教室(単独型)7施設 令和7年度放課後ひろば(一体型)2施設の開設に向けて、整備準備を行いました。(放課後こども教室(単独型)から放課後ひろば(一体型)へ移行)	7年度運営数 計59施設 放課後ひろば(一体型) 54施設 放課後こども教室(単独型) 5施設	教育総務部	教育総務課
		44	ファミリー・サポート・センター事業の推進		育児の手伝いをしてほしい人(利用会員)と育児の手伝いをしたい人(提供会員)の両者を会員とし、援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援します。	育児の手伝いをしてほしい人(利用会員)と育児の手伝いをしたい人(提供会員)の両者を会員とし、援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援します。	提供会員養成講座 4回 提供会員…580名 利用会員…2,194名 両方会員…33名 援助活動件数…9,078件 援助活動の内容としては、保育施設への送り迎え(預かりなし)、学童保育の迎え(預かりあり)の利用が多かった。	育児の手伝いをしてほしい人(利用会員)と育児の手伝いをしたい人(提供会員)の両者を会員とし、援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援します。	こども未来部	子ども家庭支援センター
		45	ショートステイ・トワイライトステイ事業		出張、入院、出産、看護、介護、冠婚葬祭等で、家庭での養育が一時的に困難なときに、夜間や休日に児童を預かります。	保護者が児童の養育が困難となった場合に備え、ニーズの変化に対応しつつ事業を行っていきます。	ショートステイ 延858名 トワイライトステイ 延1,112名	保護者が児童の養育が困難となった場合に備え、ニーズの変化に対応しつつ事業を行っていきます。	こども未来部	子ども家庭支援センター
		110	乳幼児ショートステイ事業		生後5日から2歳未満の乳幼児を対象に、家庭での養育が一時的に困難な場合やレスパイト(休息)として利用できる宿泊型のサービスです。	病気など事情がある時に限らず、育児の負担や不安を和らげるための休息を目的にした利用もできるため、関係機関と連携し、活用の促進を図っていきます。	・利用者数 42人 ・延べ利用回数 158回 ・利用日数 470日	病気など事情がある時に限らず、育児の負担や不安を和らげるための休息を目的にした利用もできるため、活用の促進を図っていきます。令和7年度は受入施設を1施設追加して計2施設とし、利用ニーズへの対応を図ります。	こども未来部	子育て支援課
		46	一時預かり保育事業		家庭において、緊急又は一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる一時預かり事業を実施します。	区立児童館1館「萩中児童館」で保護者の用事やリフレッシュなど、理由を問わずに時間単位で利用できる一時預かり事業を引き続き実施します。	「萩中児童館」 利用人数 1,073名	区立萩中児童館及び令和7年度開設の区立田園調布本町児童館東嶺町分室の2施設において、保護者の用事やリフレッシュなど、理由を問わずに時間単位で利用できる一時預かり事業を引き続き実施します。	こども未来部	子育て支援課
		46	一時預かり保育事業		家庭において、緊急又は一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる一時預かり事業を実施します。	キッズな大森内の「キッズなルーム大森」、キッズな六郷内の「キッズなルーム六郷」、社会福祉センターを活用した「保育室サン御園」の3か所で、保護者の用事やリフレッシュなど、理由を問わずに時間単位で利用できる一時預かり事業を引き続き実施します。	乳幼児一時預かり事業 子ども家庭支援センター 「キッズなルーム大森」利用人数3,430名 「キッズなルーム六郷」利用人数2,380名 社会福祉センター1階を活用した保育施設「保育室サン御園」利用人数3,762名	キッズな大森内の「キッズなルーム大森」、キッズな六郷内の「キッズなルーム六郷」、社会福祉センターを活用した「保育室サン御園」の3か所で、保護者の用事やリフレッシュなど、理由を問わずに時間単位で利用できる一時預かり事業を引き続き実施します。	こども未来部	子ども家庭支援センター
		46	一時預かり保育事業		家庭において、緊急又は一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる一時預かり事業を実施します。	<区立保育園> ○緊急一時保育事業 ・施設数 37施設 <私立保育園> ○一時預かり事業 ・施設数 8施設 ○緊急一時保育事業 ・施設数 10施設 <小規模・事業所内保育所> ○一時預かり事業 ・施設数 5施設	<区立保育園> ○緊急一時保育事業 ・施設数 28施設 ・延べ利用日数 1,021日 <私立保育園> ○一時預かり事業 ・施設数 7施設 ・延べ利用児童数 413人 ○緊急一時保育事業 ・施設数 6施設 ・延べ利用日数 89日 <小規模・事業所内保育所> ○一時預かり事業 ・施設数 5施設 ・延べ利用児童数 223人	<区立保育園> ○緊急一時保育事業 ・施設数 37施設 <私立保育園> ○一時預かり事業 ・施設数 17施設 ○緊急一時保育事業 ・施設数 10施設 <小規模・事業所内保育所> ○一時預かり事業 ・施設数 5施設	こども未来部	保育サービス課
		47	待機児解消施策の充実		待機児解消のため、私立(認可)保育所、認証保育所、小規模保育所、グループ保育室等の整備を進めます。	令和3年4月から令和5年4月まで3年連続して待機児童ゼロとなったため、待機児童の解消を目的とする保育所整備は行いません。引き続き待機児童の発生を注視するとともに、令和6年4月保育所入所申請状況の分析を行います。	令和6年4月入所申請状況を分析した結果、新たな保育所整備は必要ありませんでした。	令和3年4月から令和6年4月まで4年連続して待機児童ゼロとなったため、待機児童の解消を目的とする保育所整備は行いません。引き続き待機児童の発生を注視するとともに、令和7年4月保育所入所申請状況の分析を行います。	こども未来部	保育サービス課
		48	保育園延長保育事業の充実		通常の保育利用者で定期的に延長保育が必要な場合、延長保育を実施します。また、一時的に延長保育が必要な場合は一日単位で利用できるスポット延長保育を導入し、実施の拡大を図ります。	区立保育園37で実施します。	区立保育園37園で実施しました。	区立保育園37園で実施します。	こども未来部	保育サービス課
		49	休日保育・年末保育事業		休日(年末年始を除く日曜日、祝日)及び年末に、保護者の就労等のため家庭で保育を受けられない児童を認可保育所で保育します。	休日保育 ・実施保育園 8園(2園で四半期毎の輪番制) 年末保育 ・実施保育園 7園	休日保育 ・実施保育園 8園(2園で四半期毎の輪番制) 年末保育 ・実施保育園 6園	休日保育 ・実施保育園 8園(2園で四半期毎の輪番制) 年末保育 ・実施保育園 7園	こども未来部	保育サービス課

第8期男女共同参画推進プラン進捗状況(全体)

資料4-2

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
		50	病児・病後児保育事業		病気の回復期であり通所中の保育所に通えない児童を、医療機関に併設された専用スペースで保育します。	実施委託施設 計12施設 定員数 計97名	実施委託施設 計11施設 定員数 計92名	実施委託施設 計11施設 定員数 計92名	こども未来部	保育サービス課
		51	学童保育事業		就労等のために昼間保護者がいない家庭の小学1年生から6年生までの児童を預かります。	保留(待機)児の減少に向け、子育て支援課と教育総務課が連携して受入枠の範囲内で最大限の受入を行います。	令和5年度学童保育定員数5,815名に対し、新たに出席率から柔軟に受入可能数を検討した結果、6年度6,050名と対前年度235名の定員増となりました。	保留(待機)児の減少に向け、子育て支援課と教育総務課が連携して受入枠の範囲内で最大限の受入を行います。	こども未来部 教育総務部	子育て支援課 教育総務課
		52 ①	子育て相談		乳幼児期、学童期の子育てに関する情報の提供や、子どもの発達や育児についての心配や悩み事の相談に応じます。	適宜、電話、面接、家庭訪問等で子どもの発達や育児についての相談に応じます。必要に応じて未就学児童は心理相談や発達相談、学童期児童は精神保健福祉相談で対応します。	4地域健康課 9,627件	適宜、電話、面接、家庭訪問等で子どもの発達や育児についての相談に応じます。必要に応じて未就学児童は心理相談や発達相談、学童期児童は精神保健福祉相談で対応します。	健康政策部	各地域健康課
		52 ①	子育て相談		乳幼児期、学童期の子育てに関する情報の提供や、子どもの発達や育児についての心配や悩み事の相談に応じます。	適宜、電話、面接、家庭訪問等で子どもの発達や育児についての相談に応じます。必要に応じて未就学児童は心理相談や発達相談、学童期児童は精神保健福祉相談で対応します。	4地域健康課 9,627件	適宜、電話、面接、家庭訪問等で子どもの発達や育児についての相談に応じます。必要に応じて未就学児童は心理相談や発達相談、学童期児童は精神保健福祉相談で対応します。	健康政策部	健康づくり課
		52 ②	子育て相談		児童館で子育て全般に関する相談に対応します。	早期に子育て家庭の孤立化及び養育不安の解消を図り、虐待の未然防止につなげるため、児童館で育児不安や悩みの相談に応じます。	児童館職員が地域の身近な相談窓口として子育てに関する相談に応じ、相談件数は66,774件でした。	早期に子育て家庭の孤立化及び養育不安の解消を図り、虐待の未然防止につなげるため、児童館で育児不安や悩みの相談に応じます。	こども未来部	子育て支援課
		52 ③	子育て相談		子どもや家庭に関する総合的な相談体制や、育児についての不安や悩みの相談に応じます。また、子育てひろばでは、親子がゆったり過ごしながら気軽に相談でき、親子での交流や情報交換の場とします。	早期に子育て家庭の孤立化及び養育不安の解消を図り、虐待の未然防止につなげるため、子ども家庭支援センター4か所の総合相談及び子育てひろばで、育児不安や悩みの相談を受けます。	総合相談件3,605件 子育てひろば相談9,556件	早期に子育て家庭の孤立化及び養育不安の解消を図り、虐待の未然防止につなげるため、子ども家庭支援センター4か所の総合相談及び子育てひろばで、育児不安や悩みの相談を受けます。	こども未来部	子ども家庭支援センター
		52 ③	子育て相談		子どもや家庭に関する総合的な相談体制や、育児についての不安や悩みの相談に応じます。また、子育てひろばでは、親子がゆったり過ごしながら気軽に相談でき、親子での交流や情報交換の場とします。	保育園併設の子育てひろば2か所で子どもや家庭に関する総合的な相談体制を作り、育児についての不安や悩み相等に応じます。遊びのスペースでは、親子がゆったり過ごしながら、親子同士で交流や情報交換ができる場にしていきます。	<子育てひろば> ・区立保育園 2施設 ・私立保育園 3施設 ○子育て相談 912件	保育園併設の子育てひろば5か所で子どもや家庭に関する総合的な相談体制を作り、育児についての不安や悩み相等に応じます。遊びのスペースでは、親子がゆったり過ごしながら、親子同士で交流や情報交換ができる場にしていきます。	こども未来部	保育サービス課
		52 ④	子育て相談		保護者がニーズに合った保育サービスを適切に選択できるよう、保育サービスアドバイザーが支援します。また利用者に身近な児童館や特別出張所、子ども家庭支援センターなどにも出張し、子育て支援情報の提供、助言を行います。	・窓口相談、電話相談、オンライン相談など保護者のニーズに応じた相談体制を作り、子育て支援情報の提供、助言を行います。 ・保育所入所に関する説明動画を配信します。 ・子育てに関する相談を周知し、関係機関と連携しながら在宅世帯への支援を実施します。	<相談件数> ・窓口：2,236件 ・電話：2,526件 <オンライン> ・入所説明会 : 8回 ・個別相談 : 13回 ・土曜日説明会：2回 計 385名参加 <保育所入所に関する説明動画> 再生回数：2,384回	・窓口相談、電話相談、オンライン相談など保護者のニーズに応じた相談体制を作り、子育て支援情報の提供、助言を行います。 ・保育所入所に関する説明動画を配信します。 ・子育てに関する相談を周知し、関係機関と連携しながら在宅世帯への支援を実施します。	こども未来部	保育サービス課
		53	教育相談		小・中学校に在籍する子どもに関わる問題や悩みについて相談に応じ、自立への支援や望ましい関わり方について助言します。	児童・生徒及び保護者からの電話相談・来室相談に教育相談員が適切に対応し、こどもの自立への支援や望ましい関わり方などについて助言等を行います。	・教育相談 15,215件	児童・生徒及び保護者からの電話相談・来室相談に教育相談員が適切に対応し、こどもの自立への支援や望ましい関わり方などについて助言等を行います。	教育総務部	教育センター
		54	幼児教育相談		幼稚園等に通園している子どもの保護者、又は在宅で子育てをしている保護者を対象に、子育ての不安やしつけ等の悩み、幼児の遊びや発達・教育に関しての幅広い相談を、電話と来室で行います。	こどもの生活環境や子育てへ不安を感じる保護者に対し、各関係機関と一層緊密な情報連携を図り、子育ての不安やしつけ等の悩みに丁寧に対応します。	幼児教育相談 電話相談 158件 来室相談 136件	こどもの生活環境や子育てへ不安を感じる保護者に対し、各関係機関と一層緊密な情報連携を図り、子育ての不安やしつけ等の悩みに丁寧に対応します。	教育総務部	幼児教育センター
		55 ①	家族介護者支援事業		介護者の精神的・身体的負担を軽減し、介護者の孤立防止等を図るため、介護に関する各種情報の提供や介護家族会の運営などにより、家族介護者を支援します。	家族介護者向けの情報誌「ゆうゆう」を年4回各3,000部(計12,000部)発行します。 現在活動中の介護家族交流会を支援します(PRや活動場所の提供)。	家族介護者向けの情報誌「ゆうゆう」を年4回(6月、9月、12月、3月)各3,000部(計12,000部)発行し、関係機関に配布するとともに、ホームページにも掲載しました。介護に関する情報交換や家族会での相談、悩みの共有など地域包括支援センターを中心に活動しました。	家族介護者向けの情報誌「ゆうゆう」を年4回各3,000部(計12,000部)発行します。 現在活動中の介護家族交流会を支援します(PRや活動場所の提供)。	福祉部	高齢福祉課
		55 ②	家族介護者支援事業		介護者の精神的・身体的負担を軽減し、仕事と介護の両立等を図るため、ヘルパー派遣や在宅高齢者訪問相談等の充実により、家族介護者を支援します。	広報にて住民への周知、事業者連絡会、介護支援専門員連絡会等にて介護保険事業者への周知。また、介護者負担軽減のため、サービス内容の見直しを適宜行います。	家族介護者の介護負担軽減と心身の健康維持増進を目的として、要介護3～5の認定者に身体介護及び生活援助を実施しています。 ・実績(地域福祉課合計) ①利用者数：697名 ②利用時間数：延 8,024時間	広報にて住民への周知、事業者連絡会、介護支援専門員連絡会等にて介護保険事業者への周知。また、介護者負担軽減のため、サービス内容の見直しを適宜行います。	福祉部	各地域福祉課
		56	産後家事・育児援助事業		家事や育児の補助支援をすることで、家事・育児の負担軽減を図るとともに、育児の孤立化を防ぎます。また、援助が必要な家庭を適切な母子保健や子育て支援サービスにつなげ、要支援家庭への移行を未然に防ぎます。	・「びよびよサポート」の実施 2歳までの乳幼児を育児中の世帯にヘルパー等が訪問し、家事・育児をお手伝いします。 ・「にこにこサポート」の実施 産後6か月までの産婦の自宅に、母子支援の専門家「産後ドゥーラ」が訪問し、家事・育児を援助します。	・「びよびよサポート」 新規申請者 1,581人 利用者数 1,088人 延べ利用回数 4,774回 利用時間数 10,314時間 ・「にこにこサポート」 新規申請者 928人 利用者数 421人 延べ利用回数 1,304回 利用時間数 3,110時間	・「びよびよサポート」の実施 2歳までの乳幼児を育児中の世帯にヘルパーが訪問し、家事・育児をお手伝いします。 ・「にこにこサポート」の実施 妊娠中から産後1年以内の妊産婦の自宅に、母子支援の専門家「産後ドゥーラ」が訪問し、家事・育児を援助します。	こども未来部	子育て支援課

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元 の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
	②女性 への就 労支援	57	女性 の 就 労 支 援 (再チャレンジ)		様々な分野で女性が希望を持ってチャレンジできるよう、再就職や起業に関する講座を開催し、就労を支援します。	以下の事業を実施します。 ・女性の再チャレンジ実践講座Ⅰ (1回) ・女性の再チャレンジ実践講座Ⅱ (1回) ・女性のための就労継続支援講座Ⅰ (1回) ・女性のための就労継続支援講座Ⅱ (1回) ・女性のための就労継続支援講座Ⅲ (1回)	・女性の再チャレンジ実践講座Ⅰ (4/23、参加者26人) ・女性の再チャレンジ実践講座Ⅱ (2/3、2/4、2/6、2/7、参加者延べ39人) ・女性のための就労継続支援講座Ⅰ (9/29、参加者16人) ・女性のための就労継続支援講座Ⅱ (2/1、参加者29人)	以下の事業を実施します。 ・女性の再チャレンジ実践講座Ⅰ (1回) ・女性の再チャレンジ実践講座Ⅱ (1回) ・女性のための就労継続支援講座Ⅰ (1回) ・女性のための就労継続支援講座Ⅱ (1回)	総務部	人権・男女平等 推進課
		14	女性のための相談	14	事業名：「女性のためのたんぼ相談」【再掲】 就職、転職、キャリアアップなどの就労相談を行います。	女性のためのたんぼ相談を以下のとおり実施します。 (年末年始・エセナおおた休館日を除く) 月曜日 午前10時～午後1時 火曜日 午後1時～4時 水曜日 午後6時～9時 木曜日 午後1時～4時 金曜日 午前10時～午後1時 土曜日 午後1時～7時	相談件数703件 (電話456件、面接247件) ※初回相談150件	女性のためのたんぼ相談を以下のとおり実施します。 (年末年始・エセナおおた休館日を除く) 月曜日 午前10時～午後1時 火曜日 午後1時～4時 水曜日 午後6時～9時 木曜日 午後1時～4時 金曜日 午前10時～午後1時 土曜日 午後1時～7時	総務部	人権・男女平等 推進課
	③女性 の活躍 推進に 向けた 企業へ の支援	58	女性活躍推進に向 けた情報提供		女性の職業生活における活躍推進を図るため、先進的取組や支援制度について、パネル展等の機会を捉えパンフレットなどの資料を配付します。	パネル展やワーク・ライフ・バランス・セミナーにおいて、パンフレットなどを配布します。	男女共同参画週間パネル展や企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーで、女性活躍推進に関するチラシなどを配布しました。	パネル展やワーク・ライフ・バランス・セミナーにおいて、パンフレットなどを配布します。	総務部	人権・男女平等 推進課
		59	職業生活と家庭生 活の両立支援に向 けた企業の取組支 援		女性の職業生活における活躍に積極的な企業や国、東京都、東京商工会議所等から受賞された区内企業又は団体などを、ホームページ等で紹介します。	国、都、産業団体等から受賞された区内企業または団体についての情報提供があった場合、産業団体の会議の際にPRする等、口頭による働きかけ等を行います。	令和6年度に国、都、産業団体等から受賞された区内企業または団体について情報を収集した結果、該当ありませんでした。	国、都、産業団体等から受賞された区内企業または団体の会議の際にPRする等、口頭による働きかけ等を行います。	産業経済部	産業振興課
		60	次世代育成サポー ト推進企業支援資 金融資あっせん		次世代育成支援対策を推進する中小企業者が雇用環境の整備や取組のために必要な運転・設備資金の融資をあっせんします。	次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・厚生労働省へ届出し、計画を实践又は実施の準備をしている者や事業所内保育施設を整備している者を対象とします。仕事と家庭の両立に取り組んでいる企業を応援するため、引き続き制度のPRを実施します。	令和6年度新規申込件数0件 利子補給実施件数0件	次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・厚生労働省へ届出し、計画を实践又は実施の準備をしている者や事業所内保育施設を整備している者を対象とします。仕事と家庭の両立に取り組んでいる企業を応援するため、引き続き制度のPRを実施します。	産業経済部	産業振興課

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲（元の事業 No.）	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
Ⅱ－2 ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発	61	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供		ワーク・ライフ・バランスの理解と普及を図るため、関係法や制度等について、機会を捉えパンフレットなどを配布するとともに、情報誌やホームページ等を通じて情報を提供します。	・男女共同参画週間パネル展やワーク・ライフ・バランス講演会において、パンフレットなどを配布します。（2回） ・情報誌等により、ワーク・ライフ・バランスについての啓発記事を掲載します。	・男女共同参画週間パネル展、ワーク・ライフ・バランス講演会にて配布 ・男女共同参画のための情報誌「パステル」にワーク・ライフ・バランスに関連する情報を掲載。	・男女共同参画週間パネル展やワーク・ライフ・バランス講演会において、パンフレットなどを配布します。（2回） ・情報誌等により、ワーク・ライフ・バランスについての啓発記事を掲載します。	総務部	人権・男女平等推進課
		62	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた啓発と支援			以下の事業を実施します。 【企業向け】 ・ワーク・ライフ・バランス・セミナー（1回、定員人数・事業者は未定）また、これに連動した個別相談会及び専門家派遣事業を実施します。 【区民向け】 ・男性向け講座（2回） ・乳児と父親向け講座（2回連続） ・幼児と父親向け講座（2回連続）	【企業向け】 ・ワーク・ライフ・バランス・セミナー（1/17、参加者25名、14事業者） 【区民向け】 ・男性向け講座（7/7、11/10、参加者延べ38名） ・乳児と父親向け講座（5/12、5/19、参加者延べ88名） ・父と子のためのプレイパーク（5/26、6/23、7/28、8/25、9/22、10/27、11/24、12/22、1/26、2/23、3/23、参加者延べ68名）	以下の事業を実施します。 【企業向け】 ・ワーク・ライフ・バランス・セミナー（1回） 【区民向け】 ・男性向け講座（2回） ・乳児と父親向け講座（2回連続） ・父と子のためのプレイパーク（毎月1回）	総務部	人権・男女平等推進課
		63	産業団体への働きかけ		企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性や、職場の中での男女共同参画について啓発していくため、商業団体・工業団体等産業団体の情報誌等により働きかけを行います。	・工業団体情報紙「おおたこうれん」に、「人権研修応援」の周知を掲載します。	・工業団体情報紙「おおたこうれん」に、企業向けワーク・ライフ・バランスセミナー」の開催記事（令和6年11月29日号）を掲載しました。	・工業団体情報紙「おおたこうれん」に、「企業向けワーク・ライフ・バランスセミナー」の開催記事を掲載します。	産業経済部	産業振興課
	②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への支援	64	労働に関する情報提供		労働基準法及び男女雇用機会均等法等の法令や、育児・介護休業の制度、パートタイム労働者向けの情報など、男女の労働に関する資料をパネル展等の機会を捉え提供します。	パネル展等の機会を通じて、資料を配布します。	・ワーク・ライフ・バランス・セミナー（1/17、参加者25名、14事業者）の開催。 ・男女共同参画週間パネル展で、労働基準監督署などから提供されたチラシなどを配布。	パネル展等の機会を通じて、資料を配布します。	総務部	人権・男女平等推進課
		65	女性に対するハラスメント防止		ホームページや情報誌等を活用し、企業に対しセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止に向けた啓発を行います。	パネル展等の機会を通じて、資料を配布します。	男女共同参画週間パネル展で、チラシなどを配布。	パネル展等の機会を通じて、資料を配布します。	総務部	人権・男女平等推進課
		66	商店街における女性の活動の支援		商店街の女性会員の活躍を支援する事業(商店街次世代リーダー育成塾等)や大田区商店街連合会女性部の活動を支援します。	・商店街チャレンジ戦略支援事業（イベント、若手・女性支援事業） 商店会に所属する若手（50歳未満）または女性が主メンバーとなって実施するイベントへの補助を今年度も引き続き実施します。これにより女性等が担う事業の活性化に繋がります。 ・商店街チャレンジ戦略支援事業（女性活躍推進事業） 令和6年度から、商店会に所属する女性5名以上のグループが実施するイベントへの補助事業を新設します。これにより女性の商店街活動への参画に繋がります。 ・区商連女性部への支援 区商連女性部の各種活動を支援します。	・商店街チャレンジ戦略支援事業（イベント、若手・女性支援事業）4事業 ・商店街チャレンジ戦略支援事業（女性活躍推進事業）0事業 ・区商連女性部への支援 月1回の役員会や総会、新春講演会の運営支援を行いました。	・商店街チャレンジ戦略支援事業（イベント、若手・女性支援事業） 商店会に所属する若手（50歳未満）または女性が主メンバーとなって実施するイベントへの補助を今年度も引き続き実施します。これにより女性等が担う事業の活性化に繋がります。 ・商店街チャレンジ戦略支援事業（女性活躍推進事業） 商店会に所属する女性5名以上のグループが実施するイベントへの補助を今年度も引き続き実施します。これにより女性の商店街活動への参画に繋がります。 ・区商連女性部への支援 区商連女性部の各種活動を支援します。	産業経済部	産業振興課
		67	「テクノプラザ」等による啓発		区内製造業の振興・発展を支援する情報誌「テクノプラザ」（年6回発行）において、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性や男女共同参画についての記事を掲載します。	「テクノプラザ」等ウェブサイト上での周知・情報発信を行っていきます。	「テクノプラザ」において、若手女性の活躍事例に関する記事の掲載を行った。	「テクノプラザ」ウェブサイト版で女性活躍に関する情報発信を行っていきます。	産業経済部	産業振興課 (公財)大田区産業振興協会

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
③男性 への男 女共同 参画の 推進	③男性 への男 女共同 参画の 推進	68	男性の家庭参画講座		男性の家事や育児、介護など家庭参画を促すため、実践的な内容を取り入れた講座を開催します。	以下の事業を実施します。 ・男性向け講座（2回） ・乳児と父親向け講座（2回連続） ・幼児と父親向け講座（2回連続）	・男性向け講座（7/7、11/10、参加者延べ38名） ・乳児と父親向け講座（5/12、5/19、参加者延べ88名） ・父と子のためのプレイパーク（5/26、6/23、7/28、8/25、9/22、10/27、11/24、12/22、1/26、2/23、3/23、参加者延べ68名）	以下の事業を実施します。 ・男性向け講座（2回） ・乳児と父親向け講座（2回連続） ・父と子のためのプレイパーク（毎月1回）	総務部	人権・男女平等推進課
		69	両親学級		妊娠、出産、新生児期の育児に関する知識を習得し、安心して産み育てられるように支援します。3日制は平日に実施し、1日制は参加しやすいよう土曜日にも開催します。	妊娠、出産、新生児期の育児に関する知識やスキルを伝え、安心して出産・育児に臨めるように支援します。両親で参加しやすいよう土曜1日制、平日は2日制で実施します。	出産準備教室 平日2日制 1,594人 土曜1日制 2,555人	妊娠、出産、新生児期の育児に関する知識やスキルを伝え、安心して出産・育児に臨めるように支援します。パートナーと共に参加しやすいよう土曜1日制、平日は助産師、歯科・栄養各1日制で実施します。	健康政策部	各地域健康課 健康づくり課
	④生涯 を通じた男女 の健康 支援	70	エイズ及び性感染症の予防対策		エイズ及び性感染症の予防のための電話相談、来所相談、抗体検査、保健指導を実施します。また、エイズ及び性感染症の予防や患者に対する偏見・差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発事業としてパネル展や学校向けの講演会等を実施します。	月2回のHIV及び性感染症検査を実施します。 エイズ予防月間に区報による周知、パネル展での普及啓発を実施します。また、成人式にて普及啓発用パンフレット等を配布します。 学校向けの講演会で予防啓発活動を実施します。	検査 ・HIV及び性感染症 24回 ・HIV抗体 462件 普及啓発 ・エイズ予防月間中（11月16日から12月15日）に区報、デジタルサイネージによる周知とパネル展の実施 ・二十歳のつどいでチラシ等を300個配布 講演会 ・開催回数 5回 ・参加人数 511人	HIV及び性感染症の検査を月2回、HIV及び梅毒の即日検査を年2回実施します。 普及啓発を目的として、エイズ予防月間（11月16日から12月15日）に区報等による周知とパネル展を開催します。二十歳のつどいで普及啓発用パンフレット等を配布します。 区立中学校向けの講演会で予防啓発活動を実施します。	健康政策部	感染症対策課
		71	健（検）診の実施と健康づくりに向けての知識の普及		各種の健（検）診を実施し、健康改善に向けた指導を充実します。また、健康づくりから生活習慣病の予防まで、知識の普及啓発と実践のため、各種講習会や講座を実施します。	受診対象者へ個別に受診勧奨の通知を発送し健（検）診等の詳細をお知らせします。 主要な5がん検診は期間内であれば希望者全員が受診できるよう受診予定者数の上限を設けず実施します。	特定健康診査 29,653名 胃がん検診 14,885名 エックス線 4,736名 内視鏡 10,149名 肺がん検診 27,533名 大腸がん検診 33,107名 喉頭がん検診 6,301名 前立腺がん検診 1,274名 肝炎ウイルス検診 5,265名 眼科(緑内障等)検診 2,873名 39歳以下基本健診 1,395名 20歳のピロリ菌検査 387名 骨粗しょう症検診 2,805名	受診対象者へ個別に受診勧奨の通知を発送し健（検）診等の詳細をお知らせします。 主要な5がん検診は期間内であれば希望者全員が受診できるよう受診予定者数の上限を設けず実施します。	健康政策部	健康づくり課
		72 ①	妊婦健康診査事業		妊婦健康診査：妊婦を対象に、安心して出産ができるように妊婦健康診査受診券、超音波検査券を交付します。	母子健康手帳とともに、妊婦健康診査受診票、超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票、新生児聴覚検査受診票を交付し、健診費用の一部を助成します。	妊婦健康診査費用助成 79,699件	母子健康手帳とともに、妊婦健康診査受診票、超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票、新生児聴覚検査受診票を交付し、健診費用の一部を助成します。	健康政策部	健康づくり課
		72 ②	妊婦健康診査事業（歯科を含む）		妊婦歯科健康診査：妊婦を対象に、妊娠中の歯科疾患・歯周病等の早期発見・予防のため、妊婦歯科健康診査受診券を交付します。	妊娠中に無料で歯科健康診査を受診できる受診票を1枚交付します。	受診者 1,852人	妊娠中に無料で歯科健康診査を受診できる受診票を1枚交付します。	健康政策部	健康づくり課
		73	子宮がん・乳がん検診		女性に特有ながんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施します。	女性の健康維持のため、医療機関での検診に加え、女性スタッフによる集団検診を区内施設で年間40日間（予定）実施します。集団検診は、土日も受診可能とし、子宮頸がん及び乳がん検診に加え、大腸がん検診の同時受診も可能とします。 また、電話やWeb予約により受診環境の整備を図ります。	子宮頸がん検診 29,409人 乳がん検診 11,978人	女性の健康維持のため、医療機関での検診に加え、女性スタッフによる集団検診を区内施設で年間40日間（予定）実施します。集団検診は、土日も受診可能とし、子宮頸がん及び乳がん検診に加え、大腸がん検診の同時受診も可能とします。 また、電話やWeb予約により受診環境の整備を図ります。	健康政策部	健康づくり課
		74	妊婦面接		妊婦と早い段階から良好な関係を構築しその後の支援につなげるため、妊婦全員と保健師等が面接します。その後就学前まで支援します。	引き続き母子健康手帳交付時に保健師、助産師による面接を実施し、妊娠期からの切れ目ない支援を展開します。	妊婦面接数 5,121件	母子健康手帳交付時に保健師、助産師による面接を実施し、妊娠期からの切れ目ない支援を展開します。	健康政策部	各地域健康課 健康づくり課
		75	子育て応援メール配信事業		妊娠期から子育て期まで継続的に支援するため、メールマガジン配信事業により、登録者に妊娠週数や子どもの月齢に合わせたタイムリーな情報を提供します。	子育て応援メールの案内を妊婦面接、乳幼児健診時などで強化することで、登録者数を増やしていきます。関係部署の子育て支援情報など、配信内容の充実を図ります。	令和7年3月末現在登録者数 メール版 1,634人 LINE版 12,829人	子育て応援メールの案内を妊婦面接、乳幼児健診時などで強化することで、登録者数を増やしていきます。関係部署の子育て支援情報など、配信内容の充実を図ります。	健康政策部	健康づくり課
		76	性感染症予防対策		中学校保健体育科の保健の授業の中で、性感染症やエイズの予防について指導を行います。	中学校保健体育科の保健分野の授業において、性感染症やエイズの予防についての指導を適切に実施します。	中学校第3学年の保健体育科保健分野「健康な生活と疾病の予防」において、エイズ及び性感染症の疾病概念や感染経路について理解できるよう指導しました。	中学校保健体育科の保健分野の授業において、性感染症やエイズの予防についての指導を適切に実施します。	教育総務部	指導課
		77	両性の尊重を認識できる性教育		異性を互いに尊重できるよう、男女平等教育を効果的に推進するため指導方法等を研究し、指導を実践します。	年度当初に、各学校から教育課程届の補助資料として、性に関する指導の年間指導計画の提出を求め、確実な指導の実施を図ります。また、第5回人権教育研修会のテーマを人権課題「性自認」「性的指向」とし、教職員の理解を深めます。	性に関する指導について学校全体で共通理解を図るため、性に関する指導計画を教育課程届補助資料として各学校で作成し、提出させました。その計画に基づき、カリキュラム・マネジメントの視点に立った教科横断的な指導を各学校で実施しました。	年度当初に、各学校から教育課程届の補助資料として、性に関する指導の年間指導計画の提出を求め、確実な指導の実施を図ります。また、第1回人権教育研修会の中で人権課題「性自認」「性的指向」についての講義を行い、教職員の理解を深めます。	教育総務部	指導課

第8期男女共同参画推進プラン進捗状況(全体)

資料4-2

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
Ⅲ－1 地域における女性の参画促進	①固定的な性別役割分担意識の解消	7 ①	男女共同参画に向けた意識啓発【再掲】	7 ①	人権・男女平等推進課からの依頼に基づき、ホームページ、区報等を通じて、男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業に関する情報を発信します。	人権・男女平等推進課からの依頼に基づき、区報等に掲載します。	人権・男女平等推進課からの依頼に基づき、調整の上、男女共同参画と人権意識の尊重に関する記事を掲載した。	人権・男女平等推進課からの依頼に基づき、区報等に掲載します。	企画経営部	広聴広報課
		7 ②	男女共同参画に向けた意識啓発【再掲】		啓発冊子やホームページ、講演会・パネル展など、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	以下の事業を実施します。 ・講演会（1回） ・パネル展（10回）	・エセナフォーラム（10/27～10/29開催）参加者218人うち男性46人 ・講演会「ブリキユア初代プロデューサーに聞く 私たちが拓く 夢・希望・未来 ～大切なことはブリキユアが教えてくれる～」（11月23日、参加者数86名うち男性26名） ・パネル展（5回、延べ181日）	以下の事業を実施します。 ・講演会（1回） ・パネル展（5回） ・デジタルサイネージ（1回）	総務部	人権・男女平等推進課
		7 ③	男女共同参画に向けた意識啓発【再掲】	7 ③	社会教育、生涯学習事業の実施において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みます。	生涯学習講座の実施において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みます。	生涯学習講座 じんけんカフェ「私が、わたしらしくいきるために 部落差別、職業差別から考える（全4回 参加者16名）	生涯学習講座の実施において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みます。	地域未来創造部	地域力推進課
		7 ④	男女共同参画に向けた意識啓発【再掲】	7 ④	家庭・地域の教育力向上のための学習会、講演会や啓発冊子、ホームページなど、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	家庭教育学習会は、家庭教育における男女共同参画、こどもの人権尊重の視点で取り組みます。	家庭教育学習会は、家庭教育における男女共同参画、こどもの人権尊重の視点で取り組みました。	家庭教育学習会は、家庭教育における男女共同参画、こどもの人権尊重の視点で取り組みます。	教育総務部	教育総務課
		8	男女共同参画に関する情報誌等の作成・配布【再掲】	8	男女共同参画の意識づくりのため、情報誌「パステル」の発行や区報特集号、ホームページ等を通じて、親しみやすくわかりやすい情報の提供に努めます。	情報誌「パステル」の発行（2回） 大田区報特集号の発行（2回）	・情報誌「パステル」の発行（2回） （令和6年12月・7,000部、 令和7年3月・7,000部） ・区報特集号の発行 （男女共同参画特集号 6/24発行、121,000部） （人権特集号 11/15発行、122,000部）	情報誌「パステル」の発行（2回） 大田区報特集号の発行（2回）	総務部	人権・男女平等推進課
		9	男女共同参画に関する講座【再掲】	9	介護、育児、女性学など多様なテーマを取り入れ、男性・女性それぞれが輝くことができる生き方を学ぶ講座を開催し、男女共同参画の意識づくりを図ります。	以下の事業を実施します。 ・男性向け講座（2回） ・父親向け講座（4回） ・女性リーダー養成講座（8回）	・男性向け講座（2回） 7/7、11/10(参加者延38人) ・父親向け講座（13回） 5/12、5/19、5/26、6/23、7/28、8/25、9/22、 10/27、11/24、12/22、1/26、2/23、3/23（参加者延156人） ・女性リーダー育成講座（2回） 6/22、1/26 （参加者数延67人）	以下の事業を実施します。 ・男性向け講座（2回） ・父親向け講座（14回） ・女性リーダー育成講座（2回）	総務部	人権・男女平等推進課
		10	男女共同参画に関する資料の収集と提供【再掲】	10	男女共同参画に関する情報・資料を収集し、広く区民に提供します。	エセナおおた図書コーナーにて、男女共同参画に関する情報・資料を収集し、閲覧及び貸出を行います。	・図書貸出数519冊 ・パソコン利用者数94名	エセナおおた図書コーナーにて、男女共同参画に関する情報・資料を収集し、閲覧及び貸出を行います。	総務部	人権・男女平等推進課
		68	男性の家庭参画講座【再掲】	68	男性の家事や育児、介護など家庭参画を促すため、実践的な内容を取り入れた講座を開催します。	以下の事業を実施します。 ・男性向け講座（2回） ・父親向け講座（4回）	・男性向け講座（2回） 7/7、11/10(参加者延38人) ・父親向け講座（13回） 5/12、5/19、5/26、6/23、7/28、8/25、9/22、 10/27、11/24、12/22、1/26、2/23、3/23（参加者延156人）	以下の事業を実施します。 ・男性向け講座（2回） ・父親向け講座（14回）	総務部	人権・男女平等推進課
		78 ①	家事・育児・介護の学習支援		家事・育児・介護等に関する講座を開催し、男女共同参画の視点で家庭経営への参加と、実践的技術が習得できるよう内容の充実を図ります。	家事・育児・介護等に関する講座を開催し、男女共同参画の視点で家庭経営への参加と、実践的技術が習得できるよう内容の充実を図ります。	4 地域健康課 144回 1,132人	家事・育児・介護等に関する講座を開催し、男女共同参画の視点で家庭経営への参加と、実践的技術が習得できるよう内容の充実を図ります。	健康政策部	各地域健康課 健康づくり課
		78 ②	家事・育児・介護の学習支援		社会や生活に関わる課題についての講座を実施し、家庭や地域での解決に向けた学習の機会を提供します。子育てや介護などの課題も学習テーマとして取り上げます。	生涯学習講座の実施において、家庭や地域での解決に向けた学習の機会を提供します。	生涯学習講座 「おとなの学びを考えよう！～“未来のおとな”の学びから～」（全4回 参加者14名）	生涯学習講座の実施において、家庭や地域での解決に向けた学習の機会を提供します。	地域未来創造部	地域力推進課

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
②様々な分野への女性の参		69	両親学級【再掲】		妊娠、出産、新生児期の育児に関する知識を習得し、安心して産み育てられるように支援します。3日制は、平日実施し、1日制は参加しやすいよう土曜日も開催します。	妊娠、出産、新生児期の育児に関する知識やスキルを伝え、安心して出産・育児に臨めるように支援します。両親で参加しやすいよう土曜1日制、平日は2日制で実施します。	出産準備教室 平日2日制 1,594人 土曜1日制 2,555人	妊娠、出産、新生児期の育児に関する知識やスキルを伝え、安心して出産・育児に臨めるように支援します。パートナーと共に参加しやすいよう土曜1日制、平日は助産師、歯科・栄養各1日制で実施します。	健康政策部	各地域健康課 健康づくり課
		79	母子健康手帳と母子の保健バッグの交付		妊婦に対し、母子健康手帳を交付し、母子の健康状態を記録し、健康管理の基礎とします。併せて、父親向けの育児・家事に関する冊子や情報サイトへの案内等を同封することにより、父親の育児参画について啓発を図ります。	地域健康課での母子健康手帳交付を保健師や助産師などの専門職が実施し、妊娠期からの切れ目ない支援を図ります。父子手帳などにより、父親の積極的な育児参加を促します。	母子手帳交付数 5,435部（分娩後交付含む）	地域健康課での母子健康手帳交付を保健師や助産師などの専門職が実施し、妊娠期からの切れ目ない支援を図ります。父子手帳などにより、父親の積極的な育児参加を促します。	健康政策部	各地域健康課 健康づくり課
		80	家庭教育、地域教育の支援		家庭や地域の教育に関する講座を開催し、子どもに関わる問題や子育て、大人の役割等について学ぶ機会を提供し、家庭教育や地域の教育力の向上をめざします。	(1)家庭・地域教育力向上支援事業 ①15団体に講師派遣 ②3団体に事業補助 (2)家庭教育学習会 ①新1年生保護者対象に6講座実施予定 ②小学校入学後の児童の保護者を対象に2講座実施予定 ③区民企画会・区民企画講座を1講座実施予定 (3)家庭教育講演会を1講座実施 (4)新1年生保護者対象に家庭教育リーフレットを配付(6,500部)	(1)家庭・地域教育力向上支援事業 ①8団体に講師派遣(参加者475名) ②1団体に事業補助(参加者48名) (2)家庭教育学習会 ①新1年生保護者対象に6講座実施(保護者458名、こども359名 保育付) ②小学校入学後の児童の保護者を対象に1講座実施(参加者30名) (3)家庭教育講演会を1講座実施(保護者35名 保育付) (4)新1年生保護者対象に家庭教育リーフレットを配付(6,500部)	(1)家庭・地域教育力向上支援事業 ①10団体に講師派遣 ②3団体に事業補助 (2)家庭教育学習会 ①新1年生保護者対象に6講座実施予定 ②小学校入学後の児童の保護者を対象に2講座実施予定 ③区民企画会・区民企画講座を1講座実施予定 (3)家庭教育講演会を1講座実施 (4)新1年生保護者対象に家庭教育リーフレットを配付(6,500部)	教育総務部	教育総務課
		81	地域団体等への働きかけ		地域力推進会議、地区委員会等に、男女共同参画に関する情報を提供し、地域活動の担い手に対し男女共同参画の意識づくりを図っていきます。	地域力推進会議、地区委員会等に男女共同参画に関する情報を提供していきます。	入新井地区の町会に対し、男女共同参画のための情報誌バステルを配布しました。	地域力推進会議、地区委員会等に男女共同参画に関する情報を提供していきます。	総務部	人権・男女平等推進課
		82	保育付き事業		乳幼児がいても、学習や地域活動に参加できるよう、親支援プログラムや各種講座を保育付きで実施します。	以下の講座について、保育付で実施します。 エセナフォーラム、ジェンダー基礎講座、再就職支援講座、DV防止講座、就労継続支援講座等	エセナ開催の講座は、原則、すべてにおいて保育を実施。	エセナ開催の講座は、原則、すべてにおいて保育を実施予定。	総務部	人権・男女平等推進課
		82	保育付き事業		乳幼児がいても、学習や地域活動に参加できるよう、親支援プログラムや各種講座を保育付きで実施します。	生涯学習講座、まなびバ、区民プロデュース講座等の各種講座を保育付きで実施します。	生涯学習講座(23講座、保育利用11人)、まなびバ(全23回、保育利用3人)を保育付きで実施しました。	生涯学習講座、まなびバ、区民プロデュース講座等の各種講座を保育付きで実施します。	地域未来創造部	地域力推進課
		82	保育付き事業		乳幼児がいても、学習や地域活動に参加できるよう、親支援プログラムや各種講座を保育付きで実施します。	保育付き、もしくは乳幼児と参加できる育児学級や歯科・栄養に関する教室を行い、子育て世代の学習の機会を確保し安心して子育てができるよう支援していきます。	4地域健康課 6事業 236回 1,378人	保育付き、もしくは乳幼児と参加できる育児学級や歯科・栄養に関する教室を行い、子育て世代の学習の機会を確保し安心して子育てができるよう支援していきます。	健康政策部	各地域健康課
		82	保育付き事業		乳幼児がいても、学習や地域活動に参加できるよう、親支援プログラムや各種講座を保育付きで実施します。	利用者が参加しやすいよう、保育付講座、グループワークを実施する予定です。	・子育て力向上支援事業 グループワーク 保育付き 全16回(うち1回は父親対象) 参加者:151名	利用者が参加しやすいよう、保育付講座、グループワークを実施する予定です。	こども未来部	子育て支援課
		82	保育付き事業		乳幼児がいても、学習や地域活動に参加できるよう、親支援プログラムや各種講座を保育付きで実施します。	子育て応援コーナー事業で、保育付講座を実施します。	子育て応援コーナー事業として保育付き子育て講座を3回実施した。参加者:93名(3回合計)	子育て応援コーナー事業で、保育付講座を実施します。	こども未来部	子ども家庭支援センター
		82	保育付き事業		乳幼児がいても、学習や地域活動に参加できるよう、親支援プログラムや各種講座を保育付きで実施します。	(1)家庭・地域教育力向上支援事業では団体の企画により保育付き講座を実施します。 (2)家庭教育学習会(入学前6講座、入学後2講座)を保育付きで実施します。 (3)家庭教育講演会(1講座)を保育付きで実施します。	(1)家庭・地域教育力向上支援事業8団体・8講座中1講座を保育付で実施しました。 (2)家庭教育学習会(入学前6講座、入学後1講座)を保育付きで実施しました。 (3)家庭教育講演会(1講座)を保育付きで実施しました。	(1)家庭・地域教育力向上支援事業では団体の企画により保育付き講座を実施します。 (2)家庭教育学習会(入学前6講座、入学後2講座)を保育付きで実施します。 (3)家庭教育講演会(1講座)を保育付きで実施します。	教育総務部	教育総務課

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
	③男女共同参画の視点に立った防災等対策の推進	83	男女共同参画の視点での防災等対策に関する周知・啓発		男女共同参画の視点での防災等対策に関する周知・啓発事業を実施します。	以下の事業を実施します。 男女共同参画の視点を入れた防災セミナー（1回）	・男女共同参画の視点を入れた防災セミナー（3/20、参加者数30名） ・男女共同参画の視点を入れた防災の展示（1回、2/21～3/30）	以下の事業を実施します。 ・男女共同参画の視点を入れた防災セミナー（1回） ・防災セミナーの他にも、機会を捉え周知・啓発に努める	総務部	人権・男女平等推進課
		84	防災市民組織等への支援		自治会・町会を母体とする「防災市民組織」に対して、災害時において協力体制が築けるよう活動を支援し、女性の視点を反映した防災対策を推進します。	○性別を問わず取り扱いやすく、活動の負担を軽減できるC級ポンプを配備していきます（令和6年度買い替え予定10台）。	C級ポンプ買い替えの際、扱いやすいものを導入し配備しています。令和6年度は10台買い替えを行いました。	○性別を問わず取り扱いやすく、活動の負担を軽減できるC級ポンプを配備していきます（令和7年度買い替え予定10台）。	総務部	防災危機管理課
		85	女性の視点を反映した防災対策や避難所の運営（学校防災活動拠点事業）		自治会・町会を主とした地域住民が運営主体となる「学校防災活動拠点」に対して、災害時に協力体制を築けるよう活動を支援し、女性の視点を反映した防災・防犯対策や避難所運営を推進します。	○あらゆる機会を通じて、性別や年代を問わず、気軽に参加できる事業を企画します。	学校防災活動拠点会議等の場にて、女性の視点を取り入れた避難所運営について検討しました。	あらゆる機会を通じて、性別や年代を問わず、気軽に参加できる事業を企画します。	地域未来創造部	地域力推進課
Ⅲ－2 意思決定過程における男女共同参画の推進	①政策・方針決定の場における女性の参画促進	86	審議会などにおける女性委員の積極的任用		大田区の審議会等において、女性を積極的に登用し、女性のいない審議会をなくすよう努めます。	計画期間における目標(40%)の達成に向け、女性の登用に努めます。	・庁内に向けて、協力依頼の通知を发出了しました。 ・6年度の女性委員の割合は調査中	計画期間における目標(40%)の達成に向け、女性の登用に努めます。	総務部	人権・男女平等推進課
		87	女性職員の活躍推進に向けた取組		女性活躍推進法に基づいた特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍に向けて計画の着実な実行に取り組めます。	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づくそれぞれの特定事業主行動計画を一体とした「職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる取組を通じ、女性職員の活躍を推進していきます。	「職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」で掲げた目標達成に向け、勤務時間規則に規定した超過勤務の上限時間数を超過した超過勤務命令がある場合について、職員の超過勤務時間に関する「検証の場」を設定するなど、仕事と子育て・介護等の両立支援に資する取組を進めています。	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づくそれぞれの特定事業主行動計画を一体とした「職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる取組を通じ、女性職員の活躍を推進していきます。 令和6年5月の法改正により、次世代育成支援対策推進法が令和17年度まで延長されるとともに、令和7年度に現行計画の期間満了を迎える状況です。このため、仕事と子育て・介護等の両立支援を目的とし、職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、令和8年度から令和12年度までを計画期間として改定を行っていきます。	総務部	人事課
		88	男女共同参画の視点に立った職員の配置管理		職員の配置にあたっては、男女共同参画の視点を踏まえ、引き続き適切に行うとともに、職務分担においても性別による差を設けることがないよう取り組みます。	職員の配置・職務分担について、男女共同参画の視点を踏まえ、適切に実施します。	職員の配置・職務分担については、性別にかかわらず能力進展の時期に応じて、職員の有する職務遂行能力や適性等を考慮して適切に実施しました。	職員の配置・職務分担について、男女共同参画の視点を踏まえ、適切に実施します。	総務部	人事課
		89	男女平等の視点に立った採用や昇任に係る取組		職員の採用や昇任に関し、性別にかかわらず意欲・実績・適性などの視点を踏まえて適切に実施します。併せて性別にかかわらず昇任意欲の醸成と受験勧奨に取り組めます。	採用・昇任・人事異動等について、性別にかかわらず、受験者・職員の持つ能力・経験に基づき、業務適性の観点から適切に実施します。	採用や昇任については、性別にかかわらず、対象者の有する能力や経験、適性等を踏まえ適切に実施しました。 人事異動についてはNo.88にも記載したとおり、性別にかかわらず能力進展の時期に応じて、職員の有する職務遂行能力や適性等を考慮して適切に実施しました。	採用・昇任・人事異動等について、性別にかかわらず、受験者・職員の持つ能力・経験に基づき、業務適性の観点から適切に実施します。	総務部	人事課
	②女性の能力発揮に向けた支援	90	地域団体等のリーダーへの女性登用		地域や所属団体等におけるリーダーへの女性の登用を促進するため、情報誌の活用や講座、講演会等の実施により意識啓発を行います。	以下の事業を実施します。 ・女性リーダー養成講座（8回）	・女性リーダー育成講座（6/22、1/26、参加者延べ67名）	以下の事業を実施します。 ・女性リーダー養成講座（2回）	総務部	人権・男女平等推進課

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
Ⅳ－1 地域と協働した男女共同参画の推進	①地域団体・企業・教育機関等との協働	91	区民協働による男女共同参画講座		区民の自主グループによる男女共同参画を目的とした講座の企画・運営を支援し、区民との協働を推進します。	エセナフォーラム開催時に実施するワークショップにおいて、区民協働の観点を盛り込んで実施する予定です。	エセナフォーラムにおけるワークショップ9団体が参加。	エセナフォーラムのワークショップを、区民と協働して開催します。	総務部	人権・男女平等推進課
		92	男女共同参画社会をめざした活動団体等への支援		男女共同参画社会の促進を図る目的で、区民一般に公開された講座、講演会、展示等を開催する団体等に対し、エセナおおたの施設優先利用により活動を支援します。	優先使用申請に基づき実施します。	・申請実績：1件	優先使用申請に基づき実施します。	総務部	人権・男女平等推進課
		93	教育機関との連携		若い世代に対する男女共同参画の意識づくりを効果的に進めるとともに、その特性を活かして計画を推進するため、教育機関との連携・協力を図ります。	デートDV防止出前講座を実施します。	・東京工科大学の新入学生600名を対象にデートDV周知啓発チラシを配布 ・二十歳のつどいにてデートDV周知啓発チラシを配布	デートDV防止出前講座を実施します。	総務部	人権・男女平等推進課
		94	区民活動団体等との連携・協働		区民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会を実現するため、区民活動団体等との連携・協働の推進により、男女共同参画の意識を向上していきます。	・区民活動支援施設での相談、支援	男女共同参画に取り組む団体を含む区民活動団体などの 情報提供・相談 3,836件	・区民活動支援施設での相談、支援	地域未来創造部	地域力推進課
		95	NPO・区民活動フォーラムの開催		区内で活動する様々な区民活動団体やNPOなどの実践的な取組を、年1回、本庁舎周辺で、「講座」「模擬店」「お楽しみショー」「相談コーナー」などを通じて発表します。地域で活動する楽しさややりがいをPRし、活動に向けた意識啓発を行います。	・フォーラム（団体PRイベント） 活動展示 模擬店（飲食） 体験コーナー お楽しみショー ・区民活動団体交流会 参加団体間の交流促進を目的としたワークショップ等の実施	地域活動への意識啓発及び団体間の交流を目的とした、「第16回NPO・区民活動フォーラム」を開催し、区民活動団体が男女共同参画の視点で、ブース展示・体験コーナー・お楽しみショー等に取り組み、活動をPRした。（男女平等に取り組む団体を含む37団体出展、来場者約950人）	・フォーラム（団体PRイベント） 展示等の方法による、団体活動の周知 ・区民活動団体交流会 参加団体間の交流促進を目的としたワークショップ等の実施	地域未来創造部	地域力推進課
		96	区民活動コーディネーター養成講座		自治会・町会に加え、専門性を持つ団体、NPOや事業者など、地域での連携・協働を推進するため、他団体との「つなぎ役」となる人材の育成を図ります。	区民活動コーディネーター養成講座を実施し、「つなぎ役」となる人材の発掘・育成を図ります。 区民活動コーディネーター養成講座修了者を対象としたスキルアップとなる講座を開催します。	区や男女共同参画に取り組む団体を含む区民活動団体等と協働して地域課題の解決を図ることのできるつなぎ役を育成する講座を実施しました。 これまでの区民活動コーディネーター養成講座受講生を対象に、学び直し・スキルアップとなる講座の実施と、受講生同士の交流会を開催しました。	区民活動コーディネーター養成講座を実施し、「つなぎ役」となる人材の発掘・育成を図ります。 区民活動コーディネーター養成講座修了者を対象としたスキルアップとなる講座を開催します。	地域未来創造部	地域力推進課
		97	区民活動情報サイトの整備・活用		区報、ホームページやツイッターを活用し、若者から高齢者まで幅広い年齢層の人が様々な分野の区民活動団体の情報を、広く知ることができるようにします。	引き続き、区民活動の情報を集約したWebサイト（オーちゃんネット）を運営し、広く区民へ活動に関する情報を提供します。	男女共同参画に取り組む団体を含む区民活動団体などの情報提供 ・登録団体690団体 ・アクセス件数 86,570件 ・ページビュー 264,464ページ	引き続き、区民活動の情報を集約したWebサイト（オーちゃんネット）を運営し、広く区民へ活動に関する情報を提供します。	地域未来創造部	地域力推進課
	②国・東京都等との連携	98	国や都等関係機関への働きかけ		大田区を超える分野については、国や都に対し実効性のある法の整備や諸制度の充実を要望していきます。	必要に応じて行います。	都内女性センター館長会議及び特別区女性主管課長会、配偶者暴力相談支援センター連携会議等の機会を捉え、意見交換及び要望を実施。	必要に応じて行います。	総務部	人権・男女平等推進課
		99	先進的な取組の調査研究		大田区の課題解決に向けて、先駆的な取組の調査研究を行います。	他自治体との交流を目的とした研修に参加します。	特別区女性政策主管課長会に参加。	他自治体との交流を目的とした研修に参加します。	総務部	人権・男女平等推進課

第8期男女共同参画推進プラン進捗状況(全体)

資料4-2

個別目標	施策	事業 No.	事業	再掲(元の事業 No.)	事業の内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	部	所管課
Ⅳ－2 着実な計画の推進	①推進体制の充実	100	男女共同参画推進本部の運営		計画を総合的に推進していくため、区行政運営の最高方針を審議する庁議を男女共同参画の推進本部と位置づけ、全庁をあげて計画を推進します。	第8期大田区男女共同参画推進プラン策定のために、男女共同参画推進本部の運営を行います。	審議が必要な案件はなかったため、開催実績はありませんでした。	第9期大田区男女共同参画推進プラン策定のために、推進本部の運営を行います。	総務部	人権・男女平等推進課
		101	男女共同参画推進職員会議の運営		各部局の計画を担当する職員等で構成する職員会議を設置し、計画の進捗確認を通し、男女共同参画の視点に立った所管課の事業実施を促進します。	必要に応じ、男女共同参画推進職員会議を開催します。	必要に応じて各種会議に参加し、男女共同参画推進のための情報発信を行いました。また、男女共同参画プランの各課からの進捗状況の報告を集約しました。	第8期大田区男女共同参画推進プラン策定のため、必要に応じ、男女共同参画推進庁内検討会を開催します。	総務部	人権・男女平等推進課
		102	男女共同参画推進区民会議の運営		学識経験者や団体推薦、公募の区民によって構成される区民会議を開催し、様々な分野で活動している主体から多角的な意見を集約し、男女共同参画施策に反映させていきます。	男女共同参画推進区民会議を開催します。	男女共同参画推進区民会議を年5回開催。 ・第1回 6/13 ・第2回 7/22 ・第3回 8/19 ・第4回 中止 ・第5回 書面開催 ・第6回 2/27	第8期大田区男女共同参画推進プラン進捗確認及び第9期大田区男女共同参画推進プラン策定に向けて、男女共同参画推進区民会議を開催します。	総務部	人権・男女平等推進課
		103	男女平等の視点に立った職員の研修及び意識啓発		男女平等の視点に立った事業執行ができるよう職員研修を実施し、職員の育成を推進します。また、あらゆる機会を捉えて、職員一人ひとりが男女共同参画社会の実現に向けての認識と理解を深めるよう意識啓発を図ります。	引き続き男女平等を含む人権意識の高揚を目的とした内容を職員研修に組み込みます。	職層研修において、男女平等の視点を含む人権意識の高揚を目的とした講義を実施しました。 <職層研修修了者> 1 新任研修(前期) 182人 2 採用5年目研修 180人 3 新任技能長研修 3人 4 係長職昇任時研修(区政知識) 76人	引き続き男女平等の視点を含む人権意識の高揚を目的とした内容を職員研修に組み込みます。	総務部	人事課
		104	特定事業主行動計画の推進		次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、仕事と家庭を両立させる環境づくりや女性職員の活躍に向け、区が事業主として率先して推進していきます。	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づくそれぞれの特定事業主行動計画を一体とした「職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる取組を通じ、全ての職員が仕事と家庭を両立させる環境づくりや女性職員の活躍に向け、区が事業主として率先して推進していきます。	「職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」で掲げた目標達成に向け、勤務時間規則に規定した超過勤務の上限時間数を超過した超過勤務命令がある場合について、職員の超過勤務時間に関する「検証の場」を設定するなど、仕事と子育て・介護等の両立支援に資する取組を進めています。	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づくそれぞれの特定事業主行動計画を一体とした「職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる取組を通じ、全ての職員が仕事と家庭を両立させる環境づくりや女性職員の活躍に向け、区が事業主として率先して推進していきます。 令和6年5月の法改正により、次世代育成支援対策推進法が令和17年度まで延長されるとともに、令和7年度に現行計画の期間満了を迎える状況です。このため、仕事と子育て・介護等の両立支援を目的とし、職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、令和8年度から令和12年度までを計画期間として改定を行っていきます。	総務部	人事課
	②男女平等推進センターの運営	105	男女共同参画推進のための拠点施設機能		男女共同参画社会の実現をめざした取組の拠点施設として、男女共同参画推進プランに基づく推進事業を実施します。	男女共同参画推進プランに基づく推進事業を実施します。	●本表、以下の「事業No.」の「令和6年度事業実績」のとおり実施しました。 No.7②、9、10、14、22、57、58、62、68、82、83、90、91、92、93、98、106	男女共同参画推進プランに基づく推進事業を実施します。	総務部	人権・男女平等推進課
		106	エセナフォーラム・フェスタの開催		講演会や映画会、展示、ワークショップ等で男女共同参画を区民と学ぶフォーラムとエセナおおた利用者や利用団体の発表等を行うフェスタを実施し、広く区民の交流と男女共同参画意識の高揚を図ります。	以下の事業を実施します。 エセナフォーラム(1日間) エセナフェスタ(1日間)	●エセナフォーラム(11/22～11/24開催)参加者212人うち男性59人 ・講演会「ブリキユア初代プロデューサーに聞く 私たちが拓く 夢・希望・未来 ～大切なことはブリキユアが教えてくれる～」(11/23、参加者86人うち男性26人) ・ワークショップ(11/22日～11/24(9団体、参加者延126名うち男性33人) ●エセナフェスタ2024(2/16、参加団体数22、参加者数延べ865人うち男性304人) ・展示、体験及び利用者活動内容紹介動画の放映	以下の事業を実施します。 ・エセナフォーラム(2日間) ・複合施設祭典(1日間)	総務部	人権・男女平等推進課
		107	情報の発信		男女共同参画に関する情報や施設に関する情報などを積極的に発信します。	大田区報特集号や情報誌「パステル」などを活用し、男女共同参画に関する情報や施設に関する情報を発信します。	・情報誌「パステル」の発行(2回) (12月・7,000部、3月・7,000部) ・区報特集号の発行 (男女共同参画特集号 6/24発行、121,000部) (人権特集号 11/15発行、122,000部)	大田区報特集号や情報誌「パステル」などを活用し、男女共同参画に関する情報や施設に関する情報を発信します。	総務部	人権・男女平等推進課
		92	男女共同参画社会をめざした活動団体等への支援【再掲】	92	男女共同参画社会の促進を図る目的で、区民一般に公開された講座、講演会、展示等を開催する団体等に対し、エセナおおたの施設優先利用により活動を支援します	優先使用申請に基づき実施します。	・申請実績：1件	優先使用申請に基づき実施します。	総務部	人権・男女平等推進課